

平成 2 0 年度

養豚問題懇談会速記録

平成 2 0 年 7 月 2 5 日

農林水産省

目 次

1、開 会	1
1、委員の紹介	1
1、座長選出	2
1、座長あいさつ	2
1、畜産部長あいさつ	2
1、配布資料の確認	4
1、議 事	
(1) 養豚をめぐる情勢	4
(2) 養豚問題懇談会報告書の具体化に向けた平成 20 年度行動計画（案） について	13
1、閉 会	48

開 会

○釘田畜産振興課長 定刻より少し早いですが、皆さんお揃いでございますので、ただいまから、平成 20 年度養豚問題懇談会を開催したいと思います。

委員の皆様におかれましては、御多忙のところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私、農水省生産局畜産振興課長の釘田でございますが、座長選出までの間、進行を務めさせていただきます。

委員の紹介

○釘田畜産振興課長 それではまず、委員の御紹介をさせていただきたいと思います。皆様既に顔なじみでいらっしゃるかと思いますけれども、委員の代理の方もいらっしゃいますので、改めて当懇談会の委員の先生方の御紹介をさせていただきます。お手元の資料の資料 2 に委員名簿もございますけれども、あいうえお順で御紹介いたします。

まず、阿部委員でいらっしゃいます。

伊東委員でいらっしゃいます。

小田切委員でいらっしゃいます。

菊地委員でいらっしゃいます。

瀬瀬委員でいらっしゃいます。

志澤委員でいらっしゃいます。

西馬場委員でいらっしゃいます。

信國委員でいらっしゃいます。

橋口委員でいらっしゃいます。

坂東委員の代理の若澤委員でいらっしゃいます。

堀江委員でいらっしゃいます。

本多委員でいらっしゃいます。

矢入委員でいらっしゃいます。

以上でございます。

なお、添田委員及び坂東委員におかれましては、本日はやむを得ない事情で御欠席ということでございます。

それから、事務局、農水省から出席しておりますけれども、農水省の出席者については、座席表がございますのでご覧頂くということで、一人一人の御紹介は省略させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

座 長 選 出

○釘田畜産振興課長 次に、座長の選出でございますけれども、今年度の養豚問題懇談会につきましても、基本的には昨年度と同様の運営といたしたいと考えておまして、座長につきましても、昨年度と同様、信國委員にお願いしたいと思っておりますけれども、如何でしょうか。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○釘田畜産振興課長 異議なしの声をいただきましたので、信國委員に座長の席にお移りいただきまして、座長を務めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

座長あいさつ

○信國座長 ただいま座長に御指名いただきました信國でございます。不慣れでございますけれども、皆様の御協力を得てこの懇談会の目的を十二分に発揮できるよう努めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

畜産部長あいさつ

○信國座長 それではまず、佐藤畜産部長から御挨拶をいただきたいと思います。

○佐藤畜産部長 ただ今御紹介いただきました畜産部長の佐藤でございます。本年の7月4日付で畜産部長を拝命することになりました。よろしくお願いいたします。

平成20年度の養豚問題懇談会の開催に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げたいと

思います。

本日は非常にお暑い中、委員の先生方におかれましては、御多用中のところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。心より感謝申し上げる次第でございます。

さて、先生方既に御案内のように、目下、原油問題、あるいは飼料問題ということで原材料問題が大きくクローズアップされている中で、本年2月、そして6月に緊急対策を講じたところでございます。こうした中で、先ほど申し上げました飼料価格といったものが急騰したところでございまして、我が国の養豚の今後のことを考えれば、未利用資源の活用、飼料基盤の強化、一層の生産コストの縮減など、こうしたことを適切に、確実にやっていくことが必要であると考えているところでございます。

この懇談会につきましては、19年度の行動計画ということで、関係者がその計画の趣旨を踏まえてそれぞれ対応してきているところでございますが、先ほど申し上げたようなことで、特にこの飼料問題については待ったなしの状況と考えておりまして、この20年度の行動計画が非常に大事になってきていると考えているところでございます。

この行動計画を実のあるものにするためには、生産から消費に至るまでの多段階にわたる関係の皆様方から、いろいろとお知恵を拝借しまして確実にやり遂げていきたいと考えているところでございますので、今日は忌憚のない御意見、御指摘を賜りますようお願い申し上げます。簡単でございますが私の御挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○信國座長　ありがとうございました。

ただいま畜産部長の御挨拶にもございましたように、本懇談会は、平成17年3月に取りまとめられた養豚問題懇談会報告書に示されました、今後の養豚のあるべき姿の実現に向けて、関係者が一体となって取り組んでいくための、行動計画の策定やその検証等について、毎年検討していくこととなっております。

先ほどもご挨拶にありましたように、この報告書が取りまとめられた後も、急速な状況の変化があるわけでございますので、そういう問題に適切に対応していくためにも、皆様方から忌憚のない御意見が非常に有効だと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

配布資料の確認

○信國座長 それでは、議事に入りたいと思いますが、その前に事務局から本日の配布資料の御確認をお願いいたします。

○釘田畜産振興課長 それでは、本日配布しております資料の確認をさせていただきます。お手元の封筒の中に資料が入っておりますけれども、一番上に配布資料の一覧の1枚紙があると思います。一つ一つ読み上げませんけれども、資料が1から6までございます。そのほかに参考資料として、参考資料の1から4までございます。それに加えて、一番最後にカラー刷りの、畜産物の生産コストは上昇し続けていますという消費者の理解醸成のためのパンフレットを入れてございます。

以上でございます。何か足りない資料等ございましたら、事務局までお申し出ください。

○信國座長 ありがとうございます。

議 事

(1) 養豚をめぐる情勢

○信國座長 それでは、早速、議事に入りたいと思います。議事次第に沿って進行させていただきます。

その前に、本日の検討会でございますけれども、皆様は非常に御多用な方ばかりでございますので、遅くとも4時半を目途に終了したいと思っておりますので、あらかじめ御了承いただきたいと思います。

それでは、まず議事の(1)、「養豚をめぐる情勢」につきまして事務局から説明をお願いします。

○北池畜産技術室長 畜産振興課の北池でございますけれども、私のほうから説明させていただきます。座って説明させていただきます。

資料3の養豚をめぐる情勢でございます。養豚をめぐる情勢ということで、開けていただきまして目次があるかと思いますが、まず1ページ目でございます。豚肉需給の動向ですが、食肉の消費量の推移を昭和35年からの表を使っております。これは平成18年度までの数字で、豚肉は赤の数字であります。14年から17年の状況に比べて、18年は若干消費が減少している状況でございます。これより新しいデータがまだ出ておりませんが、今の食肉の出回り量から推定すると、多分これ以降豚肉については横ばい、あるいは若干増の状況ではないかと考えております。そのほかの牛肉、鶏肉については、この水準より若

干増の状況ではないかと考えております。

続きまして、2ページをお願いします。供給量の関係でございます。豚肉の供給量の内訳で左に表を載せていますが、輸入量を見ていただきますと、18年、19年は輸入量が減少しており、国内生産量はほぼ横ばいの状況でございます。現在、重量ベースの自給率で52%ぐらいの状況でございます。

豚肉の用途別仕向けでございますが、16、17、18と経年的な数字を載せていますが、家計消費が徐々に増えてきている状況であり、それについては基本的に大半が国産、90%ぐらいが国産ということで、従来からの傾向として、同じように加工その他については輸入が大半という状況が続いております。

続きまして、3ページをお願いします。価格でございます。豚肉価格については、ここでは13年度以降と書いていますが、総じて堅調に推移している状況でございます。19年度についても平均で519円という水準でございます。

その横に、豚肉の小売価格の動向ということで直近までありますが、最近、国産は非常に堅調に240円ぐらいで推移しており、輸入豚肉については大体170円ぐらいで、ほぼ同じ水準で推移している状況でございます。

次に4ページですが、参考に牛肉と鶏のブロイラー肉の価格を載せております。牛肉については若干最近低下傾向です。ブロイラーについては19年度の後半から大幅に上がってきている状況でございます。同じように小売価格の推移についても横に載せております。豚肉を含めまして、価格動向はこういう状況でございます。

5ページから、豚肉の流通と、豚肉の関税制度は6ページに載っておりますが、これについては従来と同じですので割愛させていただきます。

7ページに、豚肉に関する国際動向ということで、現在のEPA、FTAをめぐる状況について、直近の状況まで載せております。特に2008年を見ていただきますと、この四角の中にも書いていますが、フィリピンについては再協議、ブルネイ、インドネシア、ASEANについて豚肉は除外で合意しております。そのほか今後、韓国、GCC、ベトナム、インド、豪州等は政府間の交渉を行っている状況でございます。

次のページを見ていただきますと、生産の動向でございます。豚肉については、畜産の中で約2割のシェアで5400億円ぐらいでございます。そのほか産出額については、鹿児島、宮崎ということで、生産構造としては従来の主要県と大きく状況が変わっている状況ではございません。

9 ページに、生産構造として飼養農家戸数、頭数の推移を載せております。これも従来と傾向は変わっておりませんが、19 年と 20 年を見た場合に、養豚農家の方の戸数については約 4.2%減少して、現在 7230 戸という状況でございます。頭数についてはほぼ横ばいですので、従来の傾向どおり、1 戸当たりの飼養頭数が大幅に増加している状況が継続してございます。

それから、10 ページでございますが、豚肉の地域別飼養動向ということで、この表については 20 年度と平成 15 年度を見比べて比較したものでございます。地域別の傾向等については、15 年、20 年とそれほど大きな変化がない状況でございます。地域別に見ていただきますと、東北、関東、九州に非常に頭数が多い状況でございます。

次に 11 ページでございます。養豚経営の収益性でございます。収益性は平成元年から累年を載せていますが、平成 18 年度を見ていただきますと、配合飼料価格の上昇により飼料費は増加しておりますが、豚の枝肉価格が堅調に推移したことから、収益性は 17 年度よりは低下しておりますが、依然高水準で推移している状況でございます。

それから、12 ページが担い手の確保の関係でございます。平成 19 年度から養豚の経営安定対策の対象経営については、認定農業者を基本にするという考え方で、併せてその認定農業者の方に準ずる者を位置付けて、担い手の育成を図っているところでございます。この下に、認定農業者、それと①、②以外の者で計画を有し、意欲のある経営体については、特認という形で「準ずる者」と位置付けているところでありまして、平成 19 年 4 月現在で認定農業者率が約 53%でございます。これについては、さらなる認定率の向上が必要であると考えております。

それから、13 ページは豚の改良増殖体制でございます。豚の改良増殖については、平成 17 年 10 月に今後の方向性を取りまとめておりまして、それに向けて今現在いろいろな対応を行っているところでございます。

その真ん中のところですが、平成 17 年 10 月の報告書のポイントと書いてございますが、基本的に国産種畜の利用促進と遺伝的多様性の確保ということで、全国一律の基準による豚の遺伝的能力評価等の実施、それから閉鎖型育種の広域化ということで、県単位の育種体系をより広げて、もう少し広域型にやっという。それから、できた豚の供給体制、種豚の供給体制の強化を図っていく意味で、いろいろな方のグループ化・連携を進めていくという報告書をいただいております。その意味において、特に今年の 4 月については全国会議を開催しまして、各県と連携をとりながらその体制の強化に努めているところでござ

います。

続きまして、14 ページは餌の問題でございます。飼料の需給ということで、配合飼料の生産量のうち豚用が約 25%を占めており、591 万トンでございます。豚用飼料の使用割合を見ますと、とうもろこし、大豆油かす、こうりゃんで約 8 割を占める状況でございます。

それから、制度であります関税が無税となる単体の丸粒とうもろこしについては、現在のところ豚の利用で約 7 割を占めている状況でございます。

それから、15 ページは配合飼料、とうもろこし関係の相場の推移でございます。これについてはいろいろなところで見られる機会が多いかと思えますけれども、直近の状況を見ますと、とうもろこしのシカゴ相場については一時よりも若干低下しておりまして、これについては 7 月 21 日の数字が出ております。232 ドル／トンという数字が出ておりますが、7 月 24 日を見ますと、226 ドル／トンと若干これよりまだ低下している状況でございます。ただ、非常に高い水準であることは間違いございません。

それから、海上運賃についても、直近を見ると若干下を向いていますが、非常に高い水準で推移している状況でございます。

次に、16 ページは配合飼料価格制度の関係でございます。四角の括弧に丸 4 つ入れておりますが、今年度実施したことが 3 つ目の丸でございます。平成 20 年度については、1 つは異常補てん基金の積立額、国 60 億、民間 120 億の積み立てを増やしてございます。それから、通常補てん基金の財源不足時の買い入れに対する利子助成を平成 20 年度の予算として措置しております。

さらにその下の丸ですが、20 年 7 月～9 月期以降については、特例的に異常補てんの発動基準を従来の 115%から 112.5%に引き下げる。それから通常補てん基金の財源不足額について約 350 億を想定しておりますが、無利子で貸付ける。なお、併せて通常補てんにおける 4 %の追加補てんを停止するということを 7 月～9 月期について実施しているところでございます。

その補てんの状況については、17 ページに載っております。7 月～10 月期の数字が出ております。ただ、ここに異常補てんが書いてないのは、異常補てんが発動されるか否かについては 10 月下旬に決定されるということで、それで額がはつきりするということで。現在の補てん状況については、17 ページの状況でございます。

続きまして、18 ページでございます。これは 6 月に追加緊急対策になった概要でございます。一番上は配合飼料の関係で、先ほど御説明させていただいたところでございます。

そのほか養豚の関係で見ますと、豚肉の安定上位価格、安定基準価格等の期中改定を実施しておりますし、経営安定対策の強化ということで、枝肉価格が下落したときのセーフティーネットとして、新たに肉豚価格差補てん緊急支援特別対策と養豚経営緊急安定化特別対策の2つを措置したところでございます。

さらに、その他のところでリース事業の貸付です。生産性向上を図るような器具・機械の導入促進を図るリース貸付けについて、その貸付け枠を前倒しする対策を6月に決定しているところでございます。こういう対策を先ほどの配合飼料とあわせて実施している状況でございます。

それから、19ページはエコフィードの関係でございます。これについては現在、食品製造業、卸・小売から出てくるもので飼料化されているものは約22%ということで、現在私どもが目標に掲げている27年度目標に關すると約半分ぐらいということで、積極的な実施、その取り組みが必要という状況でございます。

また、これについては最近いろいろな形の取り組みが進められております。特に今日御出席の志澤委員のところでは、イオングループ等の食品残さを利用したリサイクルループという動きも出ております。

また、取り組みの①ですが、エコフィードの広域利用ということで、今年度から新規事業を起こしております。その中で現在、乳用牛の配合飼料メーカーと醤油製造業者のかすを利用した取り組み、あるいは養鶏用の配合飼料メーカーとコンビニ等の売れ残り弁当を使った取り組みが動き出そうとしているところでございます。さらに養豚関係者のグループの中でもこういう取り組みを計画中と聞いていますので、エコフィードについては、より積極的な取り組みを進めていく必要があると考えているところであります。

その次が飼料米でございます。飼料米については、真ん中に作付面積が出ていますが、現在19年で292haという状況でございます。青のところに書いてございますが、本格的な普及のためには幾つかの課題があり、多収品種の開発、コストの低コスト化、集荷体制の問題、給与方式の普及等、種々の問題が指摘されている状況でございます。

それから、21ページは家畜の生産性向上の取り組みでございます。餌の関係と生産性を上げる取り組みは非常に重要でございまして、養豚問題懇談会の報告書の中でも、この青のところですが、1母豚当たりの産子数の向上、事故率の低減を図るための適切な飼養管理の推進、あるいは優良種豚の効率的利用、母豚の繁殖性の向上のため人工授精の普及・定着を推進することございまして、これに向けて推進会議、あるいは事業等を進めてい

るところでございます。

それから次のページが配合飼料の高騰に対する消費者理解ということで、生産性向上、未利用資源の利用を含めまして、消費者の方が理解を深める取り組みを積極的にやっているとところでございます。ことしも7月から9ブロック 10 カ所で実施しておりまして、今日も東海、香川で消費者の理解を深める意見交換会を実施している状況でございます。

23 ページ以降が、養豚経営の環境の関係でございます。養豚については、御存じのとおり排泄量から見れば4分の1ぐらいが養豚からの発生でございます。ただ、対象農家を見ると 99.9%が管理基準に対応できている状況になっております。

問題としては、24 ページでございますが、この堆肥をいかに有効活用していくかというところが1つの課題でありまして、これについては 20 年度からも新たな堆肥の利用促進を図るための調整・保管施設等の整備を新たな事業として追加しているところでございます。また、今肥料価格も高騰しているので、時期的にもこういうものの積極的な利用を進めることは非常に重要ではないかと思っております。

25 ページは排水の問題、26、27 ページは伝染病の発生状況でございますので、後でまた御確認いただければと思っております。

28 ページは、オーエスキー病対策でございます。オーエスキー病の対策については、平成3年から防疫対策要領に基づいて実施している状況でございます。その下のところで、これまでの取り組みを見ていただきますと、抗体陽性農家数とか地域的に見ると、この4年間で余り大きな変動がない、変化がない状況でございます。その取り組みを強化することで、清浄化に向けた取り組みとして、特に定期的なモニタリングの実施、効果的なワクチン接種の徹底、感染した豚の計画的淘汰を集中的に実施することによりまして、今後、5年後に清浄化を達成していこうという新たな防疫対策要領を改正して、今実施に入ったところでございます。改正したのは平成 20 年6月9日ではありますが、これに基づいて現在新たな対策を進めようという状況でございます。

29 ページについては、具体的な清浄化対策ということで現在の推進対策を入れております。今後、都道府県でこういう協議会及び防疫協議会の設置を図るとともに、防疫対策実施要領の策定により推進を図っていくという状況でございます。

それから、30 ページでございますが、農場における衛生対策の状況でございます。実態を書いておりますが、養豚場における事故率を見ますと、平成 18 年、19 年を見ても若干増加するような状況でございます。

その中で、真ん中に地域の取り組みを書いておりますが、特に養豚主産地を中心に、地域の生産者、獣医師、家畜保健衛生所などの関係者が一体となった面的な取り組みが開始されて、それに対する効果が出てきており、いろいろな形の取り組みに対する支援も実施されているということで、これらによって事故率の低減を図っていくことを積極的に進める必要があると考えております。

最後に 31 ページについてはHACCPが載っております。32 ページについては飼養衛生管理基準の設定がございます。後でまた御確認いただければと思っております。

以上でございます。

○信國座長 どうもありがとうございました。

大変盛り沢山でございますけれども、ここで質問があればお受けしたいと思います。

矢入委員どうぞ。

○矢入委員 21 ページに家畜の生産性向上に向けた取り組みというのがあるんですが、その中で、この懇談会の報告書でオールイン・オールアウトとか、SEW、SPFの徹底ということで、確かに報告したわけですが、このSEWですね、早期離乳による病気の駆除ということなんです、これについては今ちょっと当てはまらないのかなという気がするんです。うちでいろいろ哺乳日数のことをやっていますが、20 日を切るような哺乳日数ですと、その後の子豚の状況はどうも思わしくないということがありまして、最低でも 20 日間は哺乳することを徹底しています。そういうことを考えますと、これは委員の先生方皆さんの御賛同を得てということになるし、また、こういう報告したものを今変えることができるのかということもあると思いますけれども、このSEWについては削除したほうがいいのか。私の考えなんですけれども。

○信國座長 志澤委員どうぞ。

○志澤委員 今お話になったことは汚染地帯では考えられることなんですけれども、基本的にはこれを検討したときには、サーコワクチンが出てなくて、ウイン・トゥ・フィニッシュというのはアメリカで今主流をなしているわけですね。そうすると移行抗体が 18 日以降は消えてくると垂直感染してくるので、その前に離乳してサイト 2 に動かすという意味では、SEWがいいんだろうというような見解での話だったと思います。

今でもそれはある育種会社は勧めておられまして、実績としては 18 日以前の離乳の方が垂直感染、要するに母豚から子豚の移行はしなくて、非常によくいっているという例が何例かあると思います。矢入委員はおっしゃっていますけれども、そういう地区では私は

大事なことかなと思っています。

○信國座長 矢入委員、いかがですか。

○矢入委員 今言われたこともわからないことはないんですけども、実際的にそれだけ技術的な向上を皆さんがしているのかどうなのかということを考えると、哺乳日数はある程度はつけておくべきだろうと。そちらの方がより生産性の向上につながるのではないかなという気がするんです。そういう技術があつてきちっとやれば、確かにいいと思います。しかし一般的なことを考えた場合には、哺乳日数はある程度つけたほうが、その後の生産性向上には必ずつながるだろうと私は思っております。

○信國座長 動物衛生課長、お願いします。

○姫田動物衛生課長 ここは適切な飼養衛生管理を徹底するんだということで、その中の例示としてオールイン・オールアウトとか、SEWとか、SPFとか、あるいは2サイト、3サイトということがあると思うんです。この括弧の中の例示をすべての経営にというわけではないと考えております。それぞれの例示としてオールイン・オールアウトでしっかりやっていくところあり、SEWでやっていくところあり、またSPFをやっていくところありということで、すべてをSPFにするとかそういうことを考えているわけではございません。

○信國座長 同じ問題ですか。

○橋口委員 ちょっと違う面もあります。

○信國座長 それでは、橋口委員どうぞ。

○橋口委員 年度を追ってこの情勢については非常によくまとめられておるということで、お礼を申し上げたいと思います。30ページに出されておりますサーコワクチンの問題ですが、先ほど志澤委員さんからも出ましたが、原体が輸入品であったということを聞いております。100万頭分要求したけれども、60万頭分しか入ってこなかった。このワクチンを欲しがっている養豚場が非常に多いですけれども、なかなか手に入らないというのが今日の状況です。

御案内のとおり、原油高騰に伴う諸生産資材の価格の高騰により養豚場は非常にコストが高くなっているのですが、一方では事故率による損失が非常に大きいものですから、環境の清浄化、疾病体制の強化が今後の国産豚肉の増産の上では極めて大事になってくるという気がしてなりません。そこを今後は重点対策としてお取り上げいただけたら、養豚場としても非常に助かるという気がしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○信國座長 これは先ほどの問題も含めて、今動物衛生課長の方からもお話がありましたように、全てのところに何らかの制度みたいな形で全部にこうやるんだということではなくて、全体としての方向、地域による差等はあるかもしれませんが、取り得る措置としてこういうのがあるんだというのを例示したということです、矢入委員おっしゃったように、この報告書自体を云々するという性質のものではないんじゃないかと思うので、そう整理させていただきたいと思います。

それから、サーコについてはいかがですか。

○姫田動物衛生課長 ワクチンについては、後で畜水安全管理課長の方からお話ししますが、橋口委員がおっしゃったように、私ども特に飼料高騰でなくても飼養衛生管理をしっかり進めていって、生産性を上げていかなければいけないと思っております。もちろんこういう時期ですので、そういうニーズがより高いものだと思っております。

現実に私どもの職員も、現地に入っているいろいろなことを勉強させていただいているんですが、例えば現地に入ったところで、全ての日齢の子豚がずっと肥育まで同じ豚舎に並べたあったとか、あるいは隔離豚舎にいたひね豚を日齢がきたので母豚に使ったとか、どちらかというとな基本的なことができていない経営もかなりございます。そういう意味ではそれぞれの経営に合わせたような飼養衛生管理をやっていないといけないと思っております。

サーコワクチンも非常によく効いていると聞いておりますけれども、一方で、PRRSが入っているところでは必ずしも効いていないということもあります。ですから、経営によってそれぞれの家保を中心として指導していかないといけないと考えているところであります。

もう一方で、特にオーエスキー対策なんかでも、特定のオーエスキーのような水平感染性が強いものにおいては、地域全体でしっかりとつぶしていかないといけないと考えております。特にオーエスキーは今回、全面的に地域地域で清浄化を順次図っていこうということでやっておりますけれども、それぞれに合わせた飼養衛生管理の指導、取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

○境畜水産安全管理課長 橋口委員からサーコワクチンのお話がありましたけれども、30ページの左下にあるように1月と4月と7月に承認しておりまして、現在3製剤が承認されております。ただ、実際に供給されているのは1番目だけでございます。これについても、7月に立て続けに国家検定の申請がされておりますので、恐らく8月中旬になれば、

第1 製剤目のものもある程度量が確保されて供給されるものと思います。

第2 製剤目は母豚に打つタイプでございまして、これはもう検定が済んでおりますので、今の見込みでは8月中旬ぐらいには発売されるのではないかと考えております。

第3 製剤目は、既に承認されているわけですがけれども、国際的にサーコワクチンは品薄ということで、当該業者が本国から持ってくるという交渉を一生懸命やっております、うまくいけば9月ぐらいに販売にこぎつける状況になっておりますから、8月中旬以降になればある程度手に入るものと見込んでおります。

○信國座長 ありがとうございます。

ほかに質問ございますでしょうか。

それでは、もしあれば次の議事の中でまた適宜戻っていただくことにしたいと思います。

(2) 養豚問題懇談会報告書の具体化に向けた平成20年度行動計画（案）について

○信國座長 それでは、2番目の「養豚問題懇談会報告書の具体化に向けた平成20年度行動計画（案）について」に移りたいと思います。資料の説明を北池畜産技術室長、お願いいたします。

○北池畜産技術室長 引き続いて私の方から御説明させていただきます。資料4の平成19年度の報告書の具体化に向けた行動計画の取り組み結果と課題でございます。

資料4を開けていただきますと、項目ごとに19年度の取り組み内容、19年度に明らかとなった課題、今後の対応とあります。この今後の対応を踏まえまして、平成20年度の対応を私ども検討している状況でございます。その中で19年度明らかな課題ということで整理しておりますが、特に19年度追加的に出たものについて、かいつまんで御説明させていただきますと思います。

一番上が養豚経営の関係でございまして、これについては、先ほどと同様な認定率の向上等の取り組みを進めていく状況でございます。

それから2ページですが、国際化に対応した生産・流通体制ということで、改良、飼養・管理については、問題を整理して進めている状況でございます。

次に3ページですが、生産資材費等の低減のところ、真ん中辺でございまして、改正建築基準法が平成19年6月から施行されている状況でございまして、これについては畜舎等の設計・建築について新たに課題の把握、あるいは対応を検討していく必要があろう

ということで、これに関する対応を今検討しているところでございます。

それから配合飼料の高騰の関係が真ん中でございます。先ほどから御説明しておりますが、急激な配合飼料高騰の中でいろいろな取り組み、生産性向上の取り組みもありますし、新たな飼料資源に対する確保もございます。それから消費者の方々の深い理解ということで、従来にも増して積極的な取り組みが必要な状況でございます。

それから4ページでございます。この辺についても、多様なニーズに対応した豚肉の供給ということで、引き続き取り組みの強化が必要であり、あるいは工程に基づいた積極的な実施が必要という状況でございます。

それから4の自然循環機能の維持・増進ということで、未利用資源の有効活用がでございます。これについて理解を進めるとともに、エコフィードについては評価が必要であろうし、安定供給体制の確保、あるいは畜産農家の方が安心して利用していただける仕組みづくりを急ぐ必要があるということで、従来にも増してその中身を詰めていく必要があると認識しております。今後の対応方向のところで、いろいろな形のツール、仕組みを利用して、その取り組みを進めていく必要があると考えております。

次に5ページですが、排泄物については先ほど概要のところで御説明しましたが、施設整備に伴って出てくる堆肥について、いかに有効に生産し、利用していくことを進めていく必要があるということでございます。

5の疾病の発生予防と衛生管理につきましては、一番下のところでございます。オーエスキー病について不十分な点を修正して、新たな防疫対策要領の改正が必要ではないかと課題を整理した上で、今後の対応ということで、20年6月に新たな防疫対策要綱を改正し、進めていく方向でやっているところでございます。

それから、最後に6ページでございますけれども、国産豚肉の消費拡大及び食育の推進でございます。これについては引き続き消費者の方々に畜産関係の情報も提供して理解を深めていただき、相互の交流が必要であるという認識が出てきているところでございます。

簡単ですが19年度に明らかになった課題ということで御説明を終わらせていただきます。

続きまして、この課題を受けまして、20年度の行動計画ということで資料5を開けていただけますでしょうか。1枚紙で主要課題に対する20年度の行動計画等の概要（案）でございます。これにつきまして、いろいろな観点から御議論をお願いしたいところでございますが、これについて少し細かく御説明させていただきます。

まず主要課題として、1つは養豚経営の安定と担い手の確保ということで、20年度の行

動計画でございます。新たな事業、肉豚価格差補てん緊急支援特別対策事業、あるいは養豚経営緊急安定化特別対策事業の創設、あるいは畜産経営生産向上支援リース事業など、担い手対策について適切に実施し、その経営安定を推進していくことを第1に掲げております。それから2として各県のアクションプランに基づく担い手の増加に向けた取り組みをさらに推進していく。担い手に関しては、この2本を主に実施していくという考え方でございます。

それから2の国際化に対応し得る生産・流通体制の構築でございます。1つは配合飼料価格安定制度の安定的な運用。それから消費者の理解醸成を含めた配合飼料関係に関する情報提供の適切な実施。それからエコフィード等の未利用資源利用の飼料利用をさらに進めていく。

それから3番目として生産性の向上を図る改良の推進。それから技術等の改善の実施。それから流通コストの削減を図る上での食肉処理施設の再編整備を推進。それから欧米等でいろいろ進んでおりますアニマルウェルフェアについては、我が国の実情等を十分踏まえた飼養管理指針の内容について、引き続き検討していくというのが2のところでございます。

3番目の多様なニーズに対応した国産豚肉の生産、供給の取り組みにつきましては、地域、生産集団による銘柄化の取り組みを引き続き支援させていただきます。それから、いろいろなところに出ております偽装問題に対応すべく、流通段階における防止対策の取り組みの強化の2点を挙げさせていただいております。

それから4番目の自然循環機能の維持・増進については、未利用資源の有効活用に係る飼料化への誘導のための認証制度の創設、それから活用事例、情報提供によるエコフィードの積極的な生産・利用の拡大を推進していく。

それから家畜排泄物等については整備を計画的に進めるとともに、耕畜連携モデル地区整備、あるいはシンポジウム等により、その有効利用の促進を図っていく。

それから5の疾病の発生予防と衛生管理水準の向上については、地域が一体となった農場の清浄化や飼養衛生管理改善の取り組みを支援。それからオーエスキー病の新防疫対策要領に基づき、清浄化に向けた的確な防疫措置を講ずるための体制を構築。

それから6の国産豚肉の消費拡大及び食育の推進については、HACCP認証基準の策定・普及、それから国産豚肉を使用した食肉加工品の取り組みを支援。それからふれ合い体験、消費者等のいろいろな形の情報提供を通じた生産者と消費者のパートナーシップの

向上。

というような形で、20年度については、各項目毎に詳しく御紹介したものを主に取り組みを進めていきたいと考えているところでございます。

引き続き、資料6の行動計画（案）でございます。今御紹介させていただきました項目について、資料6を開けていただきますと、月別に前期と後期というイメージでございしますが、それに基づいてこういうことをやっていこうという行動計画（案）でございます。

一番上の養豚問題懇談会報告書の周知・徹底ということで、今日懇談会を開催させていただいたことによりまして、20年度の行動計画を策定し、それを積極的に進めていこうという考え方でございます。

それから、先ほど言いました各項目につきまして、時期の決まっているものについては、この時期にこういう説明会、あるいは交換会を実施し、対応を実施していくということで時期を明示して入れてございます。例えば先ほど言いました新たな事業につきましては、7月等に説明会を実施し、対応策をやっていくとともに、従来からの取り組みにつきましては、引き続き実施していくという整理でございます。

2ページでございますが、国際化に対応し得る生産・流通体制の構築として、配合飼料に関してはいろいろな仕組みを実施していくとともに、配合飼料に関係する実態調査等を実施し、問題点、その状況等の理解を得ていく。

それから、下のところについては建築基準法の関係ですが、7月と3月に基準に関する検討会を開催して、その対応を検討していくというタイムスケジュールを考えているところでございます。

3ページですが、改良等については、こういう形の協議会の開催を進めると共に、生産性向上については、具体的に各ブロック、県段階においていろいろな形の検討会、あるいは説明会等を実施して、その普及に努めている状況でございます。

次に4ページですが、多様なニーズに対する取り組みに関しては、計画の見直し等を実施し、その推進に努めていくということでございます。

4番目の自然循環機能の維持等については、食品残さ飼料化の行動会議については4月末で決めておりますが、これに併せてブロック会議、シンポジウム等の開催を引き続き実施していく状況でございます。ここに書いてございますように、ネットワークあるいは連携体制の強化を実施しているところでございます。

それから、5ページですが、排泄物については、家畜排泄物利用促進に関する基本方針

を平成 19 年 3 月 30 日に公表していますが、今年はその都道府県計画の見直しを推進し、それに合わせていろいろな形の支援、あるいはシンポジウムの普及でその徹底を図っているところでございます。

一番下のオーエスキー病の関係については、要領に基づく措置を実施し、清浄化を 8 月以降積極的に実施している状況でございます。

それから、最後のページの国産豚肉の消費拡大については、H A C C P の推進、それから、食育に関しては中央委員会の開催等、あるいは具体的に書いてあるようなインターネットを通じた畜産情報の提供・相互交流を進めていくことを行動計画として考えているところでございます。

以上でございます。

○信國座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいま御説明のありました 20 年度の行動計画等について議論をしてまいりたいと思います。約 2 時間弱でございますので、途中適宜休憩をはさんでやりたいと思います。一応主要課題として 6 つありますので、できるだけ上のほうからやっていきたいと思いますけれども、どうしても相互に関連する問題もございます。必ずしもこだわる必要はございませんので、お気づきの方から発言をお願いしたいと思います。

志澤委員、お願いします。

○志澤委員 先ほど北池室長からお話がありました最初の資料の 12 ページで、7200 戸のうち 19 年度の認定農家の方が 53% という話を聞いたんですが、それは実数ですか。そんなに低いですか。

○徳田畜産企画課長 今指摘にあった数字については本当でございます。ただ、これまで認定農業者になるというのは、事業を受けたいということがあったと思うんですが、その際、豚価が現在いいことがあって、なれないということではなくて、事業を受ける必要がないので手続きを進めていないというのが実態でございます。私どもとしては、全部とは言いませんけれども、ほとんどの農家が認定農業者になれると思っていますが、現状においてはそういう状態でございます。

○志澤委員 ちょっと意外だったんですけれども、日本の豚肉の 90% が、テーブルミートは国産です。そのうち 52% が国内自給率だということではいいますと、53% しか認定農家がないとすると、せっかく畜酪だとか P T でいろいろお願いしてやっても、恩典を受けられる人というのは、53% しかないということですね。

○徳田畜産企画課長 認定農業者以外にも、いろいろな事業で特認の形で認めている部分もあります。基本的に今後は認定農業者になっていただきたいと、勿論私どもも思っております。

○志澤委員 確認させていただいたのは、我々としても日本の養豚農家 7000 戸がみんな残るために、一生懸命いろいろと国等をお願いしていた部分の恩典が受けられないのが 47%あるとすると、これはちょっと考えものだなと思って確認させていただきました。結構です。

それから、先ほどから病気の問題等が出ていましたけれども、おかげさまでサーコ、その他を含めて豚を飼う技術システムを検討してきて、今年の 3 月からサーコワクチンが早く認定を受けて、これは国の御努力があったからだと思いますが、非常に我々助かっております。これが 8 月末、9 月から 1 日平均 3000 頭ぐらい、全国平均で 13%ぐらいの事故率が低減されていますので非常にありがたいですけれども、オーエスキーもそうですけれども、こういう委員会で議論したものがどう各県に伝わって、その県の担当者がどう養豚農家、畜産農家に伝えているか、その機能が最近どうも麻痺しているような感じがするんです。

このことは一生懸命に中央で議論して、それが浸透していかないとすると、何とか疲労しているんじゃないかという気がします。その辺、特に家畜衛生問題を含めて、家保には優秀な職員がいるんですけれども、この動きがどうも鈍い。同時に、問題が起きていることは直接国に申し上げていかなければなかなか通らないというか、データが上がっていないのが現状だと思います。この辺は何となく感じることなんです、ちょっと失礼になったら悪いんですけれども、意見で結構です。

○信國座長 進め方について若干補足しておきますけれども、できるだけ関連のある御意見、御質問は幾つか出していただいて、まとめてお答えしていただくほうが効率的ではないかと思いますので、できるだけ関連のあるものを一まとめにしてやっていく形にしたいと思います。

今、サーコワクチンないし、そういうことの末端への浸透のやり方について志澤委員から意見が出ましたけれども、関連してどなたか御意見ございますでしょうか。

それでは、役所のほうからお願いします。

○姫田動物衛生課長 私ども特に衛生関連については、農政局を通じてということではなくて直接都道府県でやっています。今回のサーコの件も含めて、いわゆる主任者会議とい

う形で補佐などを集めたような会議、そして担当者会議という形で、衛生の担当者を集めて直接お話しさせていただいております。私どもとしては県の方を直接集めて、会議の場で周知徹底を図るという形をとらせていただいております。

ただ、農政局の方では、併せてということでお話ししているので、農政局の方がちょっと存じ上げない可能性というのは出てきますけれども、体制として従来から国内防疫について言うと、獣医の知識がある者。農政局の全員が獣医、それに準じた知識のある者の配置はできていないので、そういう意味では直接都道府県でそういう形でやらせていただいているところです。これは畜水と一緒にやっております。

○信國座長 矢入委員どうぞ。

○矢入委員 生産者の方までなかなか伝わっていないということなんですけれども、自主防衛協議会というのが各都道府県、またその下の地域で市町村を単位としてあると思うんですが、豚コレラのワクチンを接種していた時期は、補助金の受け皿のような形で各地域の自主防衛協議会がかなりの働きをしております、生産農家までいろいろな形の打ち合わせとか、年に何回かの検討会の集まりがあったんですけれども、このところそういう集まりはほとんどないんです。それは県によって違うと思いますので一概に言えませんが、どうもないような、うちのところではそんな気がしております。

集まっているのは、家畜保健所を単位とした集まりがあるようなんですけれども、獣医さんを中心としたものが主でございまして、どうもそれが生産者を集めて一緒に討議するものがないような気がしております。ですから、検討はやられていると思いますが、どうも末端の生産者まで行っていないというのが、志澤委員のおっしゃるようなことではないかと私も思っております。

○姫田動物衛生課長 両委員の現場でのいろいろなご意見は十分承りました。私どもとしても、今まで地域で生産振興をやっている部分、それから防疫をやっている部分、そして自衛防をやっている人たちが、必ずしも同じ情報系統にないということがございました。都道府県レベルでは、かなりの都道府県で畜産協会、あるいは畜産協会と衛生指導協会が1つになって行動しているわけですが、今回そういうことも含めて、特に中小家畜の生産振興と衛生対策、あるいは自衛防というのは1つだろうということも考えまして、中央レベルでも全国家畜衛生指導協会と中央畜産会が1つの団体としてやるという方向で、現在のそれぞれの総会で決議いたしまして、来年を目途に合併することとしています。

おっしゃるように生産振興的なところで、中小家畜においては生産振興と衛生というの

は表裏の関係ですので、一緒にやって取り組んでいけるように、そして情報も一本でパッと流れていくように考えていきたいと思っておりますので、今後とも御指導をよろしくお願いいたします。

○信國座長 橋口委員お願いします。

○橋口委員 この懇談会が最初に会議を始めたのは平成 17 年だったと記憶しているんですけども、当時、国内における豚肉の自給率が 50%前後まで落ち込んできて、これを 10 年かけて少なくとも 70%まで持っていこうという大きな目標が出されたことは記憶しておりますが、国内における養豚場をつぶさに見てみますと、二通りの流れがあると。1 つは J A 系列、1 つは餌を中心とした商社系列。ところが J A 系列は非常に経営基盤が脆弱で、しかも経営規模が小さいということで、最近、経営を中止する養豚場が非常に増えてきているんです。

1 例を挙げると、私の出身地である住吉町は、養豚同好会という組織を作ったのが昭和 28 年なんですけれども、当時 940 戸で作りました。それが今日では 43 戸まで減ってきております。さらに新しく養豚を始めよう、あるいは古い豚舎を改築してまたやろうということをやっても、なかなか周辺の地域住民の理解が得られないで、反対運動が起きて養豚経営を再開できないという環境も大きく今広がってきております。

そういった中で、鹿児島県の地域振興局である曾於地域の農林事務所が調査した数字によると、郡内で約 3 万頭の母豚が飼われておりますが、この 3 万頭から最低 1 母豚当たり 13 頭で計算してみても、少なくとも 45 万頭を超える肉豚が出荷されておる勘定になるんですけれども、その中で J A 系列の取り扱い頭数は 9 万頭に過ぎません。30%ないんです。そこまで J A 系列のシェア、あるいは力が落ち込んできております。

私はいつも J A に行って厳しく言うんですけども、もうちょっとそこらに対する、言うなれば J A が出資して株式会社方式の養豚場を再開していく、こういう政策も国として進めていただいたら非常に増産の上でも役立つのではないかなと思うんです。ここに示されているとおり、20 年の行動計画が中心になって、将来へ向けた我が国の養豚振興という問題に取り組まなければいけないんですけれども、そのためには J A の果たす役割を、もう一回見直すべきではないかという気がしてなりません。

50 頭以下の、かつては国内養豚を大きく支えてきた養豚場がほとんどなくなってきたおる状況の中で、ただ、目的だけ目標だけを取り上げてやってみても決して実績は伴ってこないと思いますので、そこらをひとつ今後は、J A にももう一つ踏ん張ってやらないとい

けないというような政策の提言もお願いしておきたいと思います。

○信國座長 他にどなたかございませんでしょうか。

堀江委員、この担い手問題等について何かございませんでしょうか。

○堀江委員 私どものほうでは、今橋口委員のお話が出た J A グループの中では、中規模の母豚が 100 頭から 150 頭ぐらいの農家だけを 45 戸まとめまして、担い手がみんなございますので、それを 1 つのグループとして銘柄豚づくりを今やっております。そういう形で担い手、後継者を育てていくには、J A も必要ですけども、生産者自らが結束してやっていけるような方向の施策も必要ではないかと思っております。

○信國座長 この 1 の担い手確保について、他にどなたかございませんでしょうか。

志澤委員、先ほど認定農家率の話が出ましたが、もうよろしいですか。

○志澤委員 結構です。ただ、認定農家をもっと増やしていかなければいけないでしょうし、その分析の中で 47% というのは、多分後期高齢者に近い人がやっているのかなという感じもしているんです。そうすると日本の養豚、自立組織というのが先行き非常に厳しい感じがするものですから、あえて確認をさせていただいたわけです。結構です。

○信國座長 他の方がなければ、特段役所からお答えするような話でもないと思いますので。次の問題でも結構です。

○志澤委員 実はこの中でお隣には系統の代表で来ておられますけれども、配合飼料価格制度の問題ですが、豚価は B S E 以来それなりの価格形成がされていまして、再生産に近い形ができています。10 月以降の餌基金が破綻し、7 から 9 月が 7400 円近くのもので出ているわけです。その後の 10 月からの今残っている金は 10 億か 20 億しかないという話ですね。

先ほどのサーコのワクチンが効いてきて、この中でもおられると思いますが、豚の実質的な飼料の消化量というか消費量が、前年対比で 7 %、8 % 増加しているわけです。明らかに豚の頭数がふえているわけです。そうすると秋以降、豚価が下がらなければいいんですが、もし下がって餌が 10 月以降、仮に今 7400 円の補てん金が出ていますけれども、これが出なくなり、あるいはその後、今のやや下がった 130 ドル台の原油と 7 ドルを切ったとうもろこしがありますけれども、現実には高い餌を買っている部分もあるわけです。

そうすると 10 月以降の餌高、それから基金からの補てんが続かない、そして豚が増えてきて豚価が下がるという想定ができるわけです。たまたま、これに対する飼料価格が上がったときのキャッシュがなくなると困るだろうというので、680 億ほどの基金の運転資

金として肉豚1頭 8000 円の餌代の支払いをするキャッシュを借り入れする制度ができたわけです。これをいざ窓口に行った場合、ここに申請書があるんですけども、まず総合資金を借りるのと同じぐらいの面倒くさいことをしないと、餌の基金の肉豚1頭8000円、100頭の一貫で800万円くらい借りられないんです。これは原資を各県の信連とか市中銀行が出して、ほかの金利を負担して保険を中央から各県に流して出すわけですけども、申請がものすごく大変なんです。神奈川あたりもまだ2件か3件しか出てないんです。

だから、10月以降餌の基金の補てんがなくなってくると、1万円近く餌の価格が上がって実際にキロ当たり65円とか67円とかなったときに、急に借り入れしようとしてもなかなか難しいんです。これをもっと簡素化していただかないと、豚だけではなくて一般の畜産農家はなかなか借りられないんじゃないか、机上の空論に終わってしまうのではないかなと思うんです。ましてキャッシュフローがなくなるわけですから、このことは是非今日の懇談会の中で話をして、もう少し簡易な形で借り入れができることを考えてやらないと、多分養豚に対しては10月以降大変な時期になるのかなと非常に心配しています。

○信國座長 堀江委員、関連してお願いします。

○堀江委員 今の志澤委員のお話は私も同感です。畜産というのは、生産がよいときもあるし悪いときもある。そういうふうに資金繰りは大変苦労しています。先ほど認定農業者の話が出ましたが、そこら辺については考慮していただかないと資金繰りの面でそこでもって終わりになるんです。書類の申請も大変です。千葉でもこの制度を利用して資金を借りられたという人は何人もないと思います。そこら辺もっと資金借り入れの手続を簡素化してもらるか、あとは地方行政に任せてもらうような形でやっていかなければこれはうまく利用できないのではないかと思いますので、よろしくお願いいたします。

○信國座長 関連して、西馬場委員ございませんか。

○西馬場委員 今回、新たに畜酪でいろいろな要請をしましたし、その中で使い勝手のいいようにということです。それは限界があることは私どもわかっておるんですけども、今の志澤委員なり堀江委員からあったようなことで現場からも若干声が出ているのは事実でございます。

○信國座長 それでは、企画課長お願いします。

○徳田畜産企画課長 家畜飼料特別支援資金について、昨年の10月に発動基準を見直したところでございますけれども、本年4月にはまた貸付限度額を倍増しております。その中で貸付実績につきましては、昨年度の第3四半期から20年度の第1四半期まで587件、

60 億程度の貸付となっております。養豚の実績は 25 件ということで非常に小さいことは事実でございます。養鶏について 107 件とか、半分ぐらいの 33 件という形になっております。これは卵が中心です。養豚がこれまで実績として伸びなかったのは、ほかの畜種と比べて販売価格が堅調であったことから、これまでは実際に申し込み等が少なかったということが 1 つには考えられます。もう 1 つは、本資金よりか無利子で貸付されておりますスーパー L 資金のほうを活用されている経営が多いと聞いております。そういったことがあったのではないかと思います。

何れにしても、各県の畜産協会等に融資の窓口を設けておりますが、具体的にそういう事例もあれば、私どもも研究しまして、いろいろな現場では別な対応がなされているのかもしれない。様式等はできるだけ簡素化ということで、私どもとしては内容については、どういう飼料を買うかとか本当に限定してやっているつもりでございますが、現場等で違う対応がなされているのであれば、いろいろ研究しながらやっていきたいと思っておりますので、その辺はしっかり対応してまいりたいと思っております。

○信國座長 飼料の問題が出たということで、価格安定制度については何かございますか。菊地委員、何かあるでしょうか。

○菊地委員 皆様と同様、飼料価格上昇によるコストアップが急激に目の前に来ていることに対して非常に心配しているのは事実です。ただ、一方で国際的、マクロ的に見ますと、化石燃料の需給逼迫見通しに端を発したパラダイムシフトが起こり、これが食料資源の需給逼迫見通し、相場上昇につながっているわけで、この傾向は当分続くんだろうな、相場は高位安定するんだろうなという見方をしております。よって、中長期的な食料の安定供給の観点から、食料の国際価格を消費者向け価格に反映していくことは極めて重要であると考えております。

それが食肉消費のところにどういう影響が起こるのかということになりますが、実際に世界の中の食肉価格を見ますと、日本の価格は特段突出して高いわけではない。動物蛋白の供給という観点から見ると鶏にしても豚にしても、相対的に消費者が安定して買える価格レベルにあるんだろうと思っているものですから、流通におけるいろいろなコスト削減努力はこれからも必要ですけれども、国際価格を反映した形の流通に注力していくべきではないかと考えます。

○信國座長 若澤委員、関連してございますか。

○若澤委員（坂東委員代理） 今皆さん御発言されたように、この価格基金制度ができた

当初は多分予想もしなかったような穀物の高騰ということで、我々自身も実際に 10 月以降どうなるんだということを大変憂慮しております。これから話題に出ると思うんですが、未利用原料、新たな原料利用をかなり積極的にやらなければ配合飼料メーカーとして生き残っていけないんじゃないかという思いをしております。大変厳しい状況だと思っております。

○信國座長 ありがとうございます。

国際価格というのは、最終的には最終価格にちゃんと反映すべきではないかという菊地委員の御発言もあったわけですが、消費者の側から見て伊東委員、最近のこういう動きについてどういう御感想お持ちなのか、披露していただければと思います。

○伊東委員 餌その他が上がっていて農家の方たちが大変な思いをしているということは、消費者の方でも十分理解しつつあります。しかし価格がどんどん上がってもいいということには絶対ならないわけで、そうすると輸入の安いもののほうに移ってしまうとか、そういう傾向はどうしても出てくるのではないかと思います。本来でしたら国産の品物を買って、その上で国産品を助長していただけるような形に持っていきたいところなんですけれども、ある程度の水準の方たちは国産品を買うでしょうけれども、これ以上上がったとしても買えないわという子育て中の若い方たちの声は、これ以上上がったら困るなという声も結構ございます。

○信國座長 ありがとうございます。

今伊東委員の方から、国産物と輸入物の価格がどうなるかということについてお話がありました。私としてもう 1 つ、ここは豚についての懇談会ですが、同じ畜産物、あるいは他の蛋白源との関係というのは、そこらの変化は一体どういう具合になっていくのかということについて、何方か、こういう具合になるのではないかという見通しをお持ちの方が居られたら、少しお伺いしておくのがいいのかなと思うんですけれども。

額額委員いかがでしょうか、あるいは志澤委員、何かそこら辺についていかがでしょうか。

○志澤委員 せっかくですから、この醸成会議で出されたのを披露していただいたら、もうちょっとわかりやすいんじゃないでしょうか。

○徳田畜産企画課長 理解醸成会議ということで、中央に生産者、流通業者、消費者の方々に入っていただきまして、現在の畜産の状況、生産コストが上がって大変な状況になっているということを、みんなで共通認識しながら取り組みを進めておりますが、その中でパ

ンフレットを作成しているところでございます。お手元に2種類あろうかと思いますが、詳しいバージョンと、もう1つは裏表で簡単にさせていただいている資料でございます。

こういう中でも、消費者の方からもこういう状況について納得いただけるような説明、あるいは生産者の方々が見えるような努力等も必要だという意見等出されまして、それを踏まえて今回パンフレットを作成させていただいたところでございます。

この詳しいバージョンでいきますと、生産者もさまざまな工夫をさせていただいております。これまで輸入飼料に頼っていた部分もございまして、生産転換というのは難しい面がありますが、その中で少しずつでもコスト低減の努力や自給飼料に向けた努力をしているということです。そういう部分で努力した上で、吸収できないコストの上昇部分について価格に反映することを消費者の方に御理解いただきたいということでございます。

4ページにそのことが書いてありまして、それぞれ消費者価格での反映のコスト割合も書いております。豚肉ではロース肉 100gで 12円程度、これが高いか安いかわかるということもあるかと思いますが、消費者価格からすればそんなに大きな負担ではないということで、我が国の畜産を守っていききたいということです。私どもとしても、こういうパンフレットを配ると同時に、いろいろな機会を通じて消費者の方にも今後とも理解をいただくよう活動してまいりたいと思っております。

○信國座長 堀江委員どうぞ。

○堀江委員 私たち生産者も生産コスト削減のために、餌高の問題については、ここ3年前ぐらいからずっとエコフィードに取り組んできているわけでございます。エコフィードというと皆さん食品残さ、残飯というイメージが強いわけでございますけれども、決してそういうわけではありませんで、コンビニのお弁当にしても、またコンビニから出てくる残さについても、もうお店できれいに仕分けされたものが餌専門工場に入ってくるという状態でございます。

今これを回しますが、皆さん見たことがないと思いますけれども、これはうちのグループがやっているエコフィードです。パンが60%、野菜が20%、それから、私は千葉県でさつまいもの生産量がかなり多いわけですので、市場に出せないものを集めまして、そういう野菜、残さを集めてエコフィードを作っているわけでございます。昔のような非衛生的なものではなく、飼料法に則った形で作られております。

そういう中で、このエコフィードを使っていくと、ある生協団体の中には70%はノーという団体がございます。私たちはそれではどうしようもないです。どうしてだというと、

非常に添加物が多いものだからという話が出てくるわけです。じゃあその添加物はどの部分が皆さんに悪いんですかという話までしていかないと、私たちがせっかく生産コスト削減のために取り組んでいるのですが、消費者の方々からそういうふうに言われると、今言われたようにロース肉 12 円高く買ってくださいよと言っても、全然話にならないわけなんです。ですから、エコフィードを生産している状況等も皆さんに見ていただきながら、私ども生産者としてはこの危機を乗り越えていかなければならないと思っておりますので、ぜひ消費者の方々はそのことも御理解いただきたいと思います。

○信國座長 今エコフィードの話が出ましたけれども、阿部委員、エコフィードの推進について、この 20 年度の計画についての御注文でもいいんですけれども。

○阿部委員 エコフィードだけに限らず、少し幅広く餌の話もよろしいですか。ちょっと遠回りに話をしますと、今の世の中は厳しい飼料状況の中にあって、今までのトレンドでいくのかどうかということを考え直さなければいけない時期になっている。先ほど北池さんからお話があったように、とうもろこしとマイロを約 64% 含む配合飼料がつくられている。その 64% をいかに他のものに置きかえながら、代替しながら、いわゆるベストミックスで今お話のあるように、安全でしかも価格が安くという点を考えていなくちゃいけないだろうと。

エコフィードについては、今日の計画にあるように着実に進展している。その中に堀江さんが言われたように、いわゆる生ごみだなという、しかめ面らしい顔をされないという努力も含まれているので、これについては平成 20 年度の方角でやっていただくのがいいと思うんです。

そのときにベストミックスのアイテムとして、今日もお話がありましたけれども、これからの萌芽としての米穀粒、米粒の飼料化米ですね。米粒の飼料化とエコフィードと、それから輸入の穀類というものに加えて、ベストミックスの視点という面から僕は豚の特性ということを考えると、いわゆる自給飼料に目を広げるべきじゃないかと思うんです。

私もずっと豚の飼養標準なんかをつくってきて、当事者で監督し、コーディネートをしてきた者の一人なんですけど、反省点があります。つまり豚というのは雑食性で、盲腸消化では、かなり優秀な能力を持っていて、盲腸で繊維を消化してそれを揮発性脂肪酸に変えて、それを吸収してエネルギーに利用するという能力も高いのです。今でも放牧養豚というのはそういう能力を利用しているわけです。そういう部分を消してきてしまって、安く入ってくるととうもろこしとマイロをエネルギー飼料の中心に据えて飼養標準が継続し、そ

れから飼い方でも、それから全農の皆さんも、飼料工業会の皆さんも配合飼料を作ってきた。

視点を変えて、また自給飼料の話に戻りますけれども、いわゆる雑食性の豚の機能というものをもう一度多面的に見直す。例えば、とうもろこしサイレージというのが今、注目されていますが、あれを黄熟の後期ぐらいで刈り取って、そして1、2センチぐらいの切断長で調製すると、その中にはとうもろこしの穀粒が40%ぐらい、でん粉の含有として30%、そして繊維のやわらかいものも入っている。

昔ですけれども、豚で消化試験をやったときに、釈迦に説法になりますが、今つくられている配合飼料は乾物当たりTDNの85%ぐらいなんですけど、とうもろこしのサイレージは、今言ったようなものは71%ある。つまりエネルギー的には配合飼料の80%をカバーできる。それから、ビートパルプというのを皆さん御存じだと思いますが、これは牛の餌です。消化試験を豚でやったときに、やはりTDN含量は72%あって、エネルギー的には配合飼料の85%ぐらいカバーできる。

つまり自給飼料の中で、繊維が柔らかくて、しかも穀類がとれるようなものもあえてこの中の1つに入れていって、しかしながらその場合には、配合の妙というか栄養成分をしっかり調整しないといけませんが、そうすると繰り返しになりますが、輸入の穀類、それとエコフィード、それから米穀粒、それから自給飼料、それから堀江さんが先ほど言いました、さつまいもの規格外品は自給飼料の中に入ると思います。さつまいもの規格外品ばかりではなくて、いろいろな農産物の規格外品がある。

というふうに、エコフィードの購入が順調に進んでいる段階で、それはそれで頑張ってもらわなくちゃいけないんだけど、少しワイドリーに未利用資源というものの視点を広げたらどうかということが1つあります。

それを推進していくときに、僕はいつも考えていることが3つぐらいありまして、1つは担い手の問題があって、非常に大きな規模の人ばかりではないよ。地方で頑張っている50頭以下の母豚の人たちもいる。そういう人たちが肥育豚数の貢献度としては、数は少ない、比率は少ないかもしれないけれども、志澤委員の言われたように、養豚界における貢献度というのはかなり高いので、その人たちのことを考える、そして耕畜連携を考える、そして今言ったような自給飼料ということを考えますと、今、政府全体で取り組んでいるバイオマスタウンというもののの中に、いわゆるエコフィードだとか豚の自給飼料というようなことを組み込んで、そして地産地消でそこでつくった豚を食べてもらう、そういうよ

うな考え方がこれから必要ではないかと思います。

それからもう1つは、そうなる私の専門領域にかかるんですが、いわゆる豚の特性を見直して、そして消化機能からもう少しアイテムを広げた場合、ベストミックス化を考えた場合に、やはり生産性を落とさずにということですから、配合の妙もしっかりやって飼養試験もしなければいけない。今日は技術会議の皆様はおられませんが、ベストミックス化したときの日本の豚の飼養方法について、もう少し幅を持たせたようなセレクション、選択肢を持たせることが必要ではないか。そのために技術開発とか技術力を推進する。

それからもう1つは、これは時々申し上げているんですが、そういった素材というのは、今もう一つ焦点となっているバイオエタノールの生産とガーンと正面からぶつかってしまうわけです。例えば私は北海道の十勝にいますが、私の住んでいる十勝、清水町というところで、シュガービートと規格外の小麦を対象にエタノールをつくる。規格外の小麦というのは今までは畜産農家で使われたんだけど、どうもそうではなくなっているということで、いわゆる素材の競合というのが出てくる。

そのときにどうするかというと、これは調整が必要だと思うんですが、当事者同士がやると、畑作関係の人と畜産農家の人がやると、喧嘩になる、取り合いになって、そして力の強い人が勝ってしまうということですから、そういった資源の配分については、地域のネットワークであります地方農政局とか、要するに第三者側の立場に立っている人のジャッジメントが必要になる。そういう周辺のことを考えながら今言ったような素材を拡大していくことで、これからまだまだ日本の養豚というのは前進していくんじゃないかということを考えております。

日ごろ考えていることでちょっと長くなりましたが、以上です。

○信國座長　ありがとうございました。

○橋口委員　先ほどの伊藤委員さんのお話、今の阿部先生のお話、非常に高度な考え方に立たれたお話をされたわけですが、今後は国産の豚肉というよりも、国産の食品、食料を積極的に消費していくための地方における食育推進委員会を早急につくっていただいて、消費者の方々の御理解をいただくような推進活動、これは大事なことはないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○信國座長　おっしゃるとおりだと思います。結局、従来の養豚がちょうどこの懇談会が立ち上がるときに、何で国内に養豚が必要なのかということがベースだという議論をさんざんされました。今まさに餌の問題が急激に変化したということで、国内に基盤を置くと

いうことは、そこでとれるいろいろなものが有効に使われていくことに結びつかないとなかなか皆さんの理解も得られないのではないかと思います。そういう面で今阿部委員おっしゃったようなこと、みんなそういうことに結びつくんじゃないかと思います。そこは改めてこの場で確認されたということに位置づけていただけたらと思います。

もしお役所のほうでコメントがあればしていただいて、休憩に入りたいと思いますが、別にございませんか。

○志澤委員 申しわけありませんが、先ほど伊藤委員から、余り高くなると海外に移りますよという非常に厳しいお話なんです。おっしゃるとおりなんですけれども、実は海外も非常に上がっておりまして、日本に入ってくる穀物は、最近フードマイレージという話が十分ありまして、要するに船運賃、フレートの運賃が 150 ドル近く、今までの 4 倍とか 3 倍高くなっているわけです。我々、生産効率を高めようと努力していますけれども、なかなか海外のコストと合わない部分があるので、そこを何とか御理解いただきたい。

簡単に申し上げますと、豚 1 頭育てるのに大体 400 キロの餌が必要なんです。そうするとトン当たり 1 万 5000 円から約 2 万円近く上がったんですけれども、400 キロですと 8000 円上がったわけです。そうすると餌の上がった分は、何とか消費者の方に理解いただけないでしょうかというので、ここに 100 g 当たり 12 円と書いてあるんですけれども、大体豚 1 頭で 50 キロの正肉がとれるんです。12 円上がると 6000 円ぐらいになるんです。そうすると再生産可能だなという部分では、これは非常によくできているページだなと思って、この辺さっき私申し上げたんです。

昨日、一昨日の農業新聞あたりに、自給率を 50% にしなければいけないというのが 1 つありまして、もう 1 つは昨日の日経新聞にリャンウエーという農林中金の、御主人はたしか新華社の編集長だと思うんですが、この人がこんな大きいページで出しているんです。これはどういうことかという結局、アメリカの余剰農産物を日本で買ってくださいと言って買ってきた、アメリカの余剰農産物を使って大型化したのが日本の畜産なんです。今これでいいのか、日本型畜産を確立しようということで、エコフィードの問題とか、さっき阿部先生がおっしゃったような形のものをつくっていく。

既にとうもろこしのサイレージというのは、デンマークとかオランダでは CCM というのをつくっています。乳酸発酵したものをリキッドの中に入れて餌化しています。そういう技術も確立していかなければいけないんですけれども、基本的にアメリカの農業補助金がものすごく、アメリカの農産物の総生産額の 4 分の 1 をアメリカの農務省が補助金とし

て出しているんです。これを見てもらってよくわかるんですけれども。同じようにヨーロッパが、2000 万トンぐらい小麦に対して補助金を出して、アメリカと競争したわけです。そのため世界的に穀物がいろいろな意味で、日本でつくっても合わないということで、どんどんシフトしていった経過が書いてあります。

この辺で国内の自給率 50%ということ、養豚農家だけではなくて国民の危機意識としてきちっと持っていないと、安定して入ってくるかどうかかわからないわけです。

例えばアメリカ、カナダ、メキシコの豚肉には、今ドーピング剂的な要素の、要するに脂を赤肉に変える添加物が全部入っているんです。ヨーロッパはノーと言っているんです。今日本に売り込みに来ていますけれども、我々としてはノーだと言っているわけです。国内の安全で安心なものをきちっと作っていくためには、そういうアメリカナイズではなくて、きちっとしたものを作っていこうというふうにしているんですけれども、本当に消費者の方にそういうことも理解していただきたいと思います。

それからもう 1 つは遺伝子組換えの問題がありますけれども、アメリカの豚肉はほとんど遺伝子組換えのとうもろこしを使っているわけです。だから、その問題を直視してもらいながら、果たして日本国民の自給がこのままでいいのということは、農水省だけではなくて環境省も財務省も国交省もしっかりと考え直さないと、農水省だけで議論しても、あるいは養豚だけで議論していても、問題があると思うんです。

特に今屠場が、次の問題であるんですけれども、食肉センター、食肉処理場が 200 カ所超ありまして、これが我々の生産コストとして枝肉 1 キロ当たり約 50 円ぐらい付いているんです。その 50 円を半分にするとか 3 分の 1 とか、海外は大体 3 分の 1 になっているんですが、なかなか難しいんです。このことも次の議論に入っていますから、前回もこの議論をしたんですけれども、そんなことを含めて、養豚農家が残るためにはいろいろなファクターがあるんだということだけは、先にちょっと申し上げたいと。脱線しましたけれども。

○信國座長 それでは、ここで休憩したいと思います。ちょっと時間も迫っていますので、5、6 分ということで休憩したいと思います。

〔暫時休憩〕

○信國座長 それでは、再開したいと思います。

休憩前に、餌問題、特に日本の農地なり日本にある資源の利用というところまで行きました。休憩前の御発言、食肉処理施設の再編整備について志澤委員からございました。こ

の資料5の1枚紙によりますと、今は2の途中まで行っております。2の残り半分、改良であるとか、アニマルウェルフェアとか、今出ました食肉処理施設等について、どなたか御意見、あるいは資料に対する説明等でもいいんですけれども。

志澤委員お願いします。

○志澤委員 先ほどの食肉処理センター、食肉処理場の問題については、ほかの畜種、牛と豚だけなんですけれども、卵の場合には産んだままのすぐの状態で売れるというか、それが一番日本の食文化に合っているわけです。それで200カ所超の食肉センター、処理場が国内にあります。私もその役員をやっていますが、豚は多分黒字になっていますが、牛は赤字です。できれば、この部分をもう少し明確にしてもらってというよりも、できれば農水省管轄にしてもらいたい。これは厚生労働省が営業にかかわっております。このことは公にも、要するにPTでも話しています。字で書いてあります。今日は養豚問題懇談会の中ですから、共通認識をしてもらいながら、食肉センターについては豚専門、牛専門にってもらって、豚由来の肉骨粉はちゃんと使えるということまで位置づけすればもう少しコストが下がると思うんです。

コストの高い部分は何なのかということは、隣に西馬場さんがおられますけれども、この部分も考えながら一緒に進めていかないとなかなか難しいと思います。私は厚生労働省ではなくて、同じ獣医さんが検査しているんですから、農林水産省に一元化してもらうように養豚問題懇談会の中で答申をしてもらったらありがたいなと思います。それによって生産コストが50円のうちの半分、25円下がったら約2000円近くなるわけです。

これはほかの国ではみんな、日本に輸出している国では、2シフトとか3シフトやっているわけです。ぜひこの辺はいろいろな問題はありますけれども、毎回この養豚問題懇談会で、3回目ぐらい前からこれが活字になってきたんです。たしかウルグアイラウンドの後にすぐに養豚問題懇談会ができて、それらの検証ができたのは3回目以降ですね。必ずこの問題を出してきたんですけれども、本当にこのことは国もよく考えていただきたいし、我々もしっかりとこのことを理解しながらいろいろなところに働きかける必要があるのではないかと考えていますので、お願いしたいと思います。

○信國座長 西馬場委員。

○西馬場委員 今の食肉センターの件で同じような意見ですけれども、豚肉を1日例えば1000頭とか屠畜数になりますと、やはり40億とか50億の投資が要ります。私どもも傘下に30ぐらいの食肉センターがあって、そろそろ食肉センター等も古くなって建てかえ

ることになります。今おっしゃるように例えば2シフトを組もうと思えばできるんですが、検査所の先生が出て来ていただけませんので、実際には1日1000頭つぶすのであれば、逆に500頭の施設があれば済むのと、やはり1000頭そろえなければいけないのと。あるいは週6日稼働すればいいんだけど、休みの日があって、少なくとも週4日稼働する場合でも回るように組むとかいろいろなことを考えれば、その点はかなりコストが食肉センターでかかっているのは事実です。そういう検査制度の中でもうちょっと柔軟にやる方法は、これまでもいろいろな場面で私ども言ってきたつもりですけども、食肉処理のコストという意味で言えば、下げられる余地はその辺ができればかなりあると思っています。

○信國座長 食肉検査員の話について言えば、むしろ食肉センターの都合に合わせた仕事をやっていただく。そうすれば通常の勤務時間外になるわけで、その分の割り増しを払う分についてはコストとしても十分吸収できるんでしょうから、そういう面も含めて本当は柔軟な対応が必要なんだろうと私も思います。現に海外はみんなそういう形でやっているの、日本がそういう面でいかに非効率になっているかというのは、ぜひ皆さんのほうから発言していただくことが非常に重要なんだろうと思います。

食肉鶏卵課長をお願いします。

○渡邊食肉鶏卵課長 食肉処理場の屠畜場のお話、志澤委員からはいろいろな場面で御指摘いただいております、また答弁の内容も毎回同じだと言って怒られそうなんですけれども、まず基本的なところからお話をさせていただければと思います。

屠畜場というのは何で設けられているか、何で厚生労働省の所管になっているかという、動物を屠畜して食肉をつくる場所なので、国民の健康保護の観点から公衆衛生の観点の施設だということでありまして、それで厚生労働省の所管ということになっているわけでございます。

この所管問題については、実は2000年の省庁再編のときにも大変議論になりまして、結果としては厚生労働省に置くことになったんですけども、生産サイドとの問題があるので、農水省との間では定期的な協議機関を設けましょうということになっておりまして、生産サイドから出た御意見等は、その協議会を通じて厚生労働省のほうにお話しするシステムは一応出来上がっております。

今、志澤委員等から御指摘いただいている点につきましては、屠畜場の検査料の話と解体料、利用料の2つの側面がありまして、検査料はまさに検査を受ける関係なのでこれは

しょうがないわけですが、屠畜場の使用料とか解体料のほうは、屠畜場を経営している経営者が経営の観点から値段を決めて、都道府県が料金を認可するというシステムになっておりまして、この部分については工夫の余地があるだろうと思っております。実際に志澤委員の地元では、食肉センターといろいろ御議論されて、開場の時間を延ばしたりとか、料金を下げてくださいという努力をされていると聞いております。

基本的には、そこで働いている人が都道府県の職員として検査員がございますので、労働管理の関係もあって都道府県がかなり大きなファクターの部分を持っておりますので、基本的には県と生産者の方々がそういう場を設けて交渉していただくのが一番いいと思いますが、具体的にこういうところで困っていることがあるということを教えていただければ、農水省のほうも、先ほど申し上げました定期協議や何かの場を通じて厚生労働省にしっかりと生産者サイドとしての要望を伝えていきたいと考えております。

以上でございます。

○信國座長 2 番では具体的に特段ないですか。アニマルウェルフェアについては前回、額縁委員から随分厳しい御意見をいただきましたが。

○額縁委員 何か危機的な状況は去ったような感じもして特段ないんですけれども、我が国の実情等に応じたことが非常に大切なんじゃないかと思っております。それだけでございます。

○信國座長 アニマルウェルフェアは私もそちらのほうに刺さり込んでおりますので、我が国の実情に応じたというのをベースにやっていかなければいけないと思っておりますので、そこは御理解いただきたいと思います。

それでは、3 番目の多様なニーズに対応した国産豚肉の生産、供給の取り組みということについていかがですか。

○志澤委員 エコフィードの問題について、先ほど北池室長からも紹介いただきまして、私も積極的に 10 年前から取り組んでいる中で、私の場合にはドライではなくてリキッド、要するに生のままというか、人間が食べられるものを無駄にしないようにということで、リキッドフィーディングシステムをやっているわけです。CO₂ はほとんど出ない。乾燥に比べると非常にいいわけです。

それだけ神経を使って選別しなければいけないということはあると思いますが、基本的に餌をつくる、未利用資源の餌をつくるというものについては、これは食品リサイクル法の委員もやったりしている中でよく言っているんですけれども、ビジネスとして考えることも大

事です、基本的には豚の餌になるんだと。豚を飼っているとか、豚の餌になるんだという認識を持った形でエコフィードをつくり、そして利用するという連携。耕畜連携ではないですけども、それがしっかりしてないといけない。推進する立場でそういうのを言うてはおかしいんですけども、1つ間違うと困るのでこの辺は連携のとれるような、廃掃法業者と連携がとれるような形をしていかないと、自信を持った豚肉をつくることに対してはちょっと問題があるのかなと思います。

もう1つ、これはリキッドフィーディングシステムを進める段階で、今鹿児島あたりが余剰焼酎かすを使うといいよということで進めていますけれども、問題は、19年から海上投棄禁止になったわけですね。経産省の予算で焼酎かすをドライにする施設が結構あるんです。今現在我々の仲間も何人か、その焼酎かすをリキッドの水分として、あるいは処理料としてトン当たり3000円くらい頂いて処理しているわけです。そこの補助事業でやったところに持って行きますと、トン当たり1万2000円とか1万5000円かかって、CO₂をいっぱい出してドライにして、また水で薄めて食べさせるんです。

そういう部分は国が決めたことであっても、自給率向上の中で考えれば、その目的でやったけれども、本当に受け皿がしっかりして技術的な確立がとれておれば、その工場はストップして、そのまま養豚の施設に持って行って、本当に京都議定書に基づくような施策を思い切って転換していく。これは農水だけではできない話もあるんでしょうけれども、そういう需要が大分出てきました。

基本的には、ないかと探している、欲しいという話をすると、実は補助事業でドライにすると何トン持って行かなければいけないということで、あえてそこで化石燃料を使ってやって、そして養豚家のところへ持ってきてまた水で薄めて使うと。補助事業上の問題があるんでしょうけれども、そういうものは拡大解釈して、そういうふうにシフトするのは大事なことじゃないかと思うんです。エコフィードの問題では2つ問題点があるんですけども、是非。

もっと言うならば、豚がちゃんと食べるものであれば廃棄物ではないと。今まで何回も阿部委員にもいろいろな話をしているんですけども、廃掃法上資源であるという位置づけになれば、もっと簡単に養豚家が使えると思うんです。

○信國座長 補助事業の話は、私も酪農のほうでTMRに焼酎かすを使おうとしたら、その焼酎かすを出す側が補助事業で整備したものがあって、それを持ってくると適法違反だから補助金を返せという話になって、ちょっと今ストップしているという話を聞いま

した。

この問題は何か役所のほうからコメントございますか。

○佐藤畜産部長 今日こういう懇談会を開かせていただきまして、エコフィードなり配合飼料からの転換というものを今、部を挙げて考えているところでございます。そういう中で本当に現実的に解決できるものがどういふことがあるかということで、そういう実態面のお話が非常に大事かという局面に差ししかかっておるわけでございます。今、志澤委員、座長のほうからお話がありました件については、また詳細なり実態を教えていただきまして、我々で取り組めるものがあればぜひとも取り組むという姿勢で対応していきたいと思っておりますので、詳細をまた教えていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

○信國座長 橋口委員。

○橋口委員 食肉の偽装防止の問題なんですけれども、鹿児島県の黒豚生産者協議会が結成されて 15 年になります。毎年、偽装防止のために都会のお店屋さんに行って、鹿児島の黒豚生産者協議会ですと自己紹介の上で、パック詰めされた豚肉を買って専門の鑑定をお願いしておるんですが、これも経費が非常に高くつくんです。1 件当たり 3 万 5000 円から 4 万円ぐらいかかります。それを毎年やっておるんですけれども、10 年ぐらいの間、年に何件か出てきましたけれども、最近はほとんど出なくなりました。

なぜ偽装されたのかということで聞くと、冷蔵庫に最初に保管した担当と、今度は冷蔵庫から出してスライスしてパック詰めする担当が違うものですから、そこで間違っただけしょうという経営者の話がいつも返ってきていたんですけれども、最近はそういったことはなくなって安心して私どもやっております。これに対する支援というよりも、偽装防止のための農水省等の指導、あるいは厚労省でしょうか、そういったところの指導の強化をお願いできればと考えております。

○信國座長 食肉鶏卵課長お願いします。

○渡邊食肉鶏卵課長 今、橋口委員からお話のあった偽装の関係でございますが、この偽装の関係は我々も非常に遺憾なことだと思っております、このコンプライアンスをいかに、特に食肉の流通の過程でこういうことが起こることが多くございまして、いかにコンプライアンスを高めていくかということは非常に頭を悩ましております。

農水省は、特に去年のミートホープの事件が出た直後に、関係団体にはコンプライアンスをしっかりせよと指導していますし、この 3 月には食肉業界だけではなくて食品業界全体に対して、信頼性向上指針を団体に対してつくりなさいと言っています。これはそれぞれ

の会員の企業、末端の企業に対して、ちゃんとコンプライアンス意識を持てとか、そのためにセミナーとか講習会をやれとか、そういうことを団体として傘下の企業にちゃんと指導するようにということをやっていたんですけれども、残念ながら御案内のようにこの間、飛騨牛の問題等大きく出ました。

それを受けて、全肉連という小売の団体の方々が今回非常に危機感を持っておりまして、食肉の関係で何遍も出るというので、彼ら自体も周りの人たちにいろいろ言われているというので、今彼らとしては自主点検をやるとか、巡回指導をやるとか、ないしはちゃんと会員の方々を集めてセミナーをやるとか、相談窓口を自分たちでつくって業界内でうわさになっているような話も全部取り上げて、ちゃんと対応していこうという取り組みをしようとしております。

農水省も団体としてそういうことをやっていただくのは非常にいいことですので、それに対してちゃんと実効性が上がるように、例えば自主点検をやるというのであれば、その結果をちゃんと国民の皆様に公表するようにとか、団体が今回は非常に危機感を持って前向きにコンプライアンスに取り組もうとしておりますので、それを後押しする形で指導をやっていきたいと思っております。

○信國座長 ありがとうございます。

堀江委員。

○堀江委員 関連してよろしいですか。ここに地域や生産集団による銘柄化の取り組みとことがありますけれども、確かに偽装問題があつてから、どうして生産者が店頭に並んでいるものまでDNA鑑定をしなければいけないんだと、私ども生産者としては、なんとも言いようがないんです。私たちが生産したものはDNA鑑定までしなければ信頼できない食べ物なのかということで、私たちは非常に疑問に思っているんです。そこら辺は農水とか厚労省の指導だけではできない問題でありまして、ミートホープの社長さんが言っていましたように、最終的にこの値段で納めなければ私たちは流通ができないんだという、そういう流通構造、消費構造も変えていかなければこの問題は絶対なくならないと思います。そういう点も含めて検討していただかなければならないと思っております。

○信國座長 小田切委員、この件に関して御意見、コメントございませんか。

○小田切委員 牛肉については、トレーサビリティ法で生産、加工、流通、消費となっているわけですが、ほかの畜種についても当然そういう方法でやっていく。我々としても書類関係はできているんですが、システム化して、消費者にもフィードバックしてもらう

という形になっていくんだろうと思います。じゃあ何で偽装をやるんだということになると、防ぎようがない。まさにこれはコンプライアンスの問題であり、終局的には法律で罰則規定を強くして。これしかないと思うんです。そのように思っています。

○橋口委員 座長さん、笑い話ですけれども、生産者、消費者、流通担当者の方々約 40 名ぐらいで鹿児島で流通懇談会をやったんです。そのとき消費者代表の方々から、橋口さん、養豚農家は何で白豚を黒豚で売られるんですか、という質問が私に 3 人ほどきました。そのときも私はお答えしたんですけれども、いや、私どもが屠場に出荷しますが、どんなにいい豚をつくっても、白豚を黒豚で買い上げてくれる屠場はどこにもありません。屠場でつぶされた後、流通段階でごまかされていくわけですから、その点はひとつ生産農家を絶対に御信頼くださいというふうに申し上げたことがありました。もう生産農家に責任を持ってこられるものですから。

○信國座長 小田切委員、よろしいですか。

○小田切委員 現状はコンプライアンスのコストであったり、内部統制のコストであったり、今言われておりますように安全性とか、安心性のコストということでかなりの金額を払ってやっているのが現状なんです。ですから、先ほど極論ですけれども、なくならんんじゃないかと思うのはその部分なので、そこを正すには法律で罰則規定を強くすることしかないんだろうと思います。

関連なんですけど、前に戻って大変失礼なんですけれども、11 ページに養豚経営の収益性とあります。18 年度の 1 頭当たりの所得 4863 円というのはどういう試算をされているのかという質問が 1 つあります。もう 1 つは、4863 円というのは再生産できるマージンになっているのかどうかです。というのは平成 13 年、日本で B S E が 9 月 11 日に出て、これがドーンと上がっているんです。15 年はアメリカで 12 月 24 日、B S E ということで、18 年しか出ておりませんけれども、4863 円。19 年度も、東京市場だけ考えれば上物で 499 円、今年も全国の専門家が予想を出したのは 501 円でした。去年が豚価のピークで、8 月で 560 円だったと思うんですけれども、既に今年は 1－6 月で 552 円ということで、去年が 478 円ですから 70 円も高いという現状があります。

こういう状況の中で今まさに穀物と原油の高騰がきているわけですが、これをいかに売価に転嫁するかということなんです。消費者という話もありましたけれども、我々中間流通業者としては、むしろ流通業ですよ。なかなか転嫁できないということがあります。しかしながら、牛と豚肉は指定食肉です。ですから、ここに何かこれは日本だけの問題で

はないので手を打っていかないと、9ページにあるように戸数はどんどん減っていく、1戸当たりの頭数は増えていくということは、逆に言えば企業養豚という形になっているんだろうと思います。実態の問題として。

それから2ページのところで、先ほども議論がありましたけれども、食料自給率を45%にする。最近では50%にするという、新聞だけしかありませんけれども、この中に当然食肉の目標値もありました。牛が39%とか、鶏が75%とか、豚は73%でしたか。数字だけ見てみますと牛はBSEの問題で既に目標達成、鶏も目標達成、豚だけが逆に下がっていくという状況があるんですけれども、50%になったときに、この食肉の自給率の目標値は変わるんですか。73%のままなのかどうかということを確認しておきたいと思います。

それからもう1点は、先般、畜産部長が業界紙等にも発表しておりますが、先ほども一部ありましたが、未利用資源の飼料化の中で残さの問題とか、飼料米の問題とか、過剰生産農産物の問題、もう1つは肉骨粉などの用途拡大というふうに発表されてはいますが、この意味が私ちょっと個人的にわからなかったんです。

今調べてみますと、チキンミールでトン当たり8万2000円ぐらいするんですが、ポークミールで7万2000円ぐらいするわけですが、価格的には配合飼料より高い中で、BSEのときにも議論になりましたが、一般消費者からすれば、3年前に肉骨粉は解除になっていますが、肉骨粉を使っているということを一般消費者は余り知らないんじゃないかと思います。ある面でこれは非常に風評被害になることだと思っているんです。その辺について餌を下げるといいますか、配合飼料が高くなったので、特に粗飼料については77%を100%にするという目標もあるようですけれども、その辺どういうふうにお考えなのかお聞きしたいということです。

○信國座長 盛りたくさんですが、お願いします。

○本郷畜産環境・経営安定対策室長 委員から養豚経営の収益性について御指摘がありました。平成18年度で肥育豚1頭当たり所得が約5000円くらいということですが、畜産物生産費調査を毎年やっていますので、その数字をそのまま載せております。その年の粗収益が大体3万3000円くらいで、それに対するコストが2万7000円ちょっとくらいという感じなので、肥育豚1頭当たりの所得は大体5000円くらいということになります。これは家族労働費にちょっとだけ利潤が乗ったくらいの水準ですから、再生産は十分可能な水準だったのではないかと考えております。

ちなみに、その年は粗収益は比較的低くて、その後は豚価が好調に推移しておりますの

で、まだ推計でしか言えませんが、むしろ 18 年度よりは、19、20 年の前半くらいまでは比較的好調に推移しているのではないかと推測されます。

以上でございます。

○信國座長 畜産部長お願いします。

○佐藤畜産部長 私が業界紙でお話しした中で、未利用資源の延長の中で肉骨粉のお話をさせていただいたわけでございます。私が申し上げたのは、肉骨粉と言っても牛から豚から鶏からいろいろありまして、現在、豚の肉骨粉については、肥料とか飼料への使用は認められておるわけですが、特にその中で豚については、統計の資料を持っていないくて恐縮なんですか、5 万トンから 7 万トンが牛と一緒に入っていて、要するに焼却の対象になっているということで、この牛と分離すれば豚の肉骨粉を飼料や肥料に使えるということで、有効で安全性が確認されておりますので、そこは政策的に運動論的にみんなで使えるようにしていこうじゃないかということで申し上げたところでございます。牛の肉骨粉については、食品安全委員会でのいろいろな審査等受けなければいけませんので、今の規制の範囲内で無駄になっているものを使うという趣旨でございますので、ひとつ御理解いただければと思っております。

○釘田畜産振興課長 自給率の関係についてお話がありましたので、少し御説明いたしますが、現在の農水省の目標は平成 27 年目標ということで、カロリーベースの食糧自給率 45%という目標を掲げているわけですが、最近の食料をめぐる国際環境の変化を踏まえて、若林農水大臣のほうから、これを 50%に引き上げる方向で検討するようという指示がございます。農水省内部で今そういう目標を達成すべくいろいろ作業をしているところでございまして、具体的な作業はこれからでございます。

ですから、これはあくまでも全体のカロリーベースの食料自給率でございまして、それが畜産物の品目別の自給率にどのように影響するかというのは、具体的にこれから作業して詰めてみないと今のところは具体的な姿を私どもを持っておりません。ただ、はっきり言えることは、畜産物の自給率を上げるだけでは食料自給率向上に寄与しません。あくまでもカロリーベースということで考えますと、そのもとになる飼料の自給率を上げていかなければ食料自給率向上に寄与しないわけです。いずれにしても、私どもとしてはこの 50%のカロリーベース、自給率を達成することになれば、現在 25%ほどしかない飼料自給率、粗飼料で 77%、濃厚飼料で 10%ほどですが、これを上げていく努力を引き続き従来以上に、強化してやっていかなければならないだろうと思っております。

以上です。

○信國座長 どうもありがとうございました。

それでは、ほかの課題でも結構でございます。

○志澤委員 元に戻りますけれども、改良の推進並びに飼養衛生管理という、今日本の場合には家畜改良増殖法の検討がされているという話がありましたが、そのメンバーを見ますと豚にはメンバー入っていないですね。信國座長が入っておられますね、失礼しました。そうすると豚のちゃんとした例えばここと言えば堀江さんとか、そういう登記・登録あるいは育種の問題を考えた中では、ここに欠落しているのはおかしいなと思うんですけども、ぜひお考えいただきたい。

それともう1つ、先ほど瀬瀬委員からも話があったんですけども、日本の豚肉は脂が厚過ぎるというお話がありました。先ほどドーピングの話もしたんですが、実は日本には海外合成豚が全体の母豚の飼養割合の25%ぐらい入ってきていると思うんですが、各県で今系統造成をやっていますけれども、失礼ですが余り成功していないと思うんです。もうオールジャパンとしてのジャパンプランドをきちっとつくっていく。これは民間でやるのではもう金がないし、それはそれぞれみんな金を出し合って、国のしかるべきところがきちっとした品種改良という部分の種の保存をきちっとやっていかないと、今ファンドが穀物や原油じゃなくて、種のほうのファンドが動いています。例えばある種苗メーカーの株が急に上がったりして、種を押さえた者が勝ちなんです。そういう点では今日本ブランドとしてなかなかないんです。

これは生産性向上に対して、例えばデンマークは1母豚当たり30頭近くの出荷をしているような農場が多くなってきているわけです。この間行きましたカナダでは、日本向けの筋間脂肪がきちっと入ったマーベリング5の豚がこれですと、ちゃんと見せるわけです。バックデータをきちっととって、インデックスもきちっとしているわけです。そういう形のものを早く日本でつくるような考え方を持たないと、本来の養豚振興ということを一生懸命議論しているけれども、種の部分がどうもどこかに置かれている。私は今度養豚協会の会長になったから言うわけではないんですけども、このことは真剣に考えていかないと戦略を誤るのではないかなと思うんです。ですから、その審議委員の一人に育種のオーソリティーを入れていただきたいと思います。

それから、ぜひ改良、あるいは豚のジャパンプランドをつくるための何か位置付けをきちっとやってもらったら、もっと夢があったり、消費者がその豚の肉だったらというよう

な、東京エックスじゃないですけども。またできれば登記・登録を含めたインプラント。耳にインプラントしてこの形態でチェックすれば、きちっと系統がわかり、繁殖成績がわかり、これはデンマークはやっていますが、それで味の問題もわかる。生まれた豚の成績からDGまでわかって、それが屠畜場に行って格付にまで反映できる。それが小売まで行って、消費者まで行ってわかるようにするという形のものは、ITがこれだけ盛んになっているわけですから、ぜひそういうのも。前回も私は申し上げたと思いますが、そういう一連の養豚振興につながる形のものも育種と合わせてやっていただければと思います。

○信國座長 室長お願いします。

○北池畜産技術室長 今志澤委員のお話がありました改良に関する検討会でございますが、検討項目が非常に広いものですから、その項目に応じて専門の委員の方に追加的に入っていただくという会の運営を考えております。当然ながら豚の関係をやるときには、豚の専門委員も入っていただきまして、その中で議論を十分展開していただくような形で進めたいと思っております。

それから、先ほどおっしゃった改良については非常に重要なところでございまして、私どもも今の豚の改良の体制をどういう形で見直していくかということについては、全国会議も含めて各県との調整も図ろうと考えております。その進め方についてはいろいろ御意見をお伺いしながら進めていきたいと思っております。

○信國座長 時間があと15分ぐらいなんですけど、まだ触れられていないことについて何か。家畜排泄物、糞尿処理について、一方で肥料も値上がりしているということから言うと、先ほど生産のところでもありましたけれども、いわゆる耕畜連携等について従来とまた違った形が提案できるのではないかとということですけども、そこら辺について、こういう例があるというのがあれば出していただきたいと思います。本多委員いかがでしょうか。

○本多委員 大分環境が変わってきて、20年度計画なんかでは、堆肥については有効利用の推進と、畜産側としては何とか処分できればいいと、非常に余っているということでどうやったら使ってもらえるのか、その推進をしていくんだという形になっているんです。窒素、リン酸、カリ等の値段も本当に高くなっているんです。さらに耕種側のニーズとしては、消費者の方たちが野菜でも何でもそうなんですけれども、買うときにできるだけ化学肥料を使ってないもの、そして農薬を減らしているものを買いたい。今の状況では、うちのは化学肥料と農薬だけで作ったんだということがもしわかったら、なかなか販売が難

しくなるんじゃないかという状況までなっているんです。そういう中で逆に畜産側では、飼料高騰等でこれから非常に経営が苦しくなっていく、所得を伸ばすことが非常に難しい中で考えていくと、堆肥を第3の畜産物、生産物として考えて、しっかり販売していく。

耕畜連携と言っても、基本的に現場では堆肥は販売されているわけです。耕種側の方々の意見を聞いていくと、購入している人は堆肥のことについては余り物と考えてなくて、自分たちの経営に生かす資材として考えています。商品として考えているんです。それから、畜産のほうとしては、余り物だから彼らが使ってくればいいなという考え方の中にちょっと開きがあって、うまく耕畜連携が進まない部分もあるんですけれども、私は一步畜産側としては意識を変えて、余り物だから何とか使ってよじゃなくて、あれもこれも第3の畜産物だという考え方の中で、当然販売していくんだったらもうちょっと努力して商品としての価値、例えば品質とか、たくさん使ってもらったときにはPRとか、いろいろな形をやっていかなければいけないと思います。

そういうふうにやれば、先ほどちょっと見たんですけれども、年間出荷頭数の増加なんかで収益率が169万円所得増と書いてあるんですが、堆肥を売ればすぐ二、三百万の所得増というか。どうせ今糞を処理するのにお金もかけているし手間もかけているわけですから、もう一步進めて第3の畜産物という認識をして、目標も高いところに掲げて、これで所得を増やしていくんだ、そしていろいろな形に貢献もできるわけですから、そういう考え方に20年度行動計画も含めて、もう一步進んだ形で堆肥の観念を変えていただければ一番よろしいかと思っております。

○信國座長 ありがとうございます。

志澤委員どうぞ。

○志澤委員 発言が多くて申しわけないんですけれども、実はエネルギーというか原油が高くなって、私どもの養豚経営でもボイラーを使って子豚を温めたりしているのが、去年と今年と同月試算表で比べると2.5倍になっているんです。ヨーロッパではもう始めていますが、昨年から堆肥を燃料化して、ボイラーとして暖房の資源として使っている。これは可能なわけです。これも廃掃法の問題に引っかかるんですけれども、ぜひエネルギーとしての位置付けも考えていくことも。私は循環できれば一番いいんです。

耕畜連携の例えば飼料米をつくるころには、堆肥をちゃんと使ってくださいという流れができればいいと思うんですけれども、排水できる地域と排水できない地域があります。

排水できない地域は、敷きわらなり鋸屑なり入れて使わなければなりません。その堆肥はかなりの量が出るわけです。これを固形化して燃料にしてボイラーの焼却ではなくて、燃料としてのボイラーとしての位置付けで使えるようになったら、畜産農家も地域の園芸農家ももっと活用できる。特に養鶏の糞というのはものすごく活用していますよね。これは県によって違いますが、そういう位置づけもここに書き込まれたら、もう少し拡大解釈して推進が広がるのではないかという感じがします。

○信國座長 他にございませんでしょうか。

堀江委員どうぞ。

○堀江委員 堆肥の利用については、千葉の場合は堆肥ネットワークがあるんですが、これがなかなか運用できない、うまく利用されていないのが現状であります。この間やはり問題になったのは、畜産農家と耕種農家の間を担うコーディネータの人が不足しているんじゃないかと。コーディネータもちゃんとした利用方法なりを熟知していないとなかなか推進していけないという問題があります。どういう成分でこの畑にどれだけ入れたらいいのかということまでやっていかないと、なかなか今の耕種農家の方々に使ってもらえないのが現状であります。

私は年２回ですが、一応成分分析して、堆肥を買ってくれる農家には、うちの堆肥はこういう成分ですよということを明示しながら販売しているわけです。畜産農家もそういう努力をしながら耕種農家と連携していかなければならない。それができなければ、間に行行政なりＪＡでもいいですが、コーディネータとして入ってうまく運用していかないと。化成肥料が今２倍、３倍と値が上がっております。畜産の堆肥は非常に肥料分も多いわけありますので、うまく利用できれば本当に日本の耕種農家の方々は助かるんじゃないかと思います。その点の対策をよろしくお願いしたいと思います。

○信國座長 そのほかございませんか。

○本郷畜産環境・経営安定対策室長 家畜排泄物の利用に関してさまざまな御意見、御指摘をいただきました。一々ごもっともなお話ばかりで、私どもも今回、肥料の値段が大変高くなっていることについて、畜産全般で見れば、自給飼料をつくる場合にはかえってコストが上がるという面もあるんですが、畜産物の生産面だけから見ると、これは堆肥を有効活用していく好機だといえますので、ぜひこの機会を利用していきたいと思っております。

我々の耳に入ってきている話、あるいは現地に行っているいろいろお話をお伺いしますと、

窒素、リン、カリウムの値段が上がったことによって、畜産農家の方々に対して耕種農家サイドから、堆肥を売ってくれないかと今までなかったような問い合わせが随分来ているようであります。こういった機会をうまく利用して耕畜連携をさらに進めていきたいと思っております。

あと堆肥の燃料化というお話がございました。これも使える限りはそういう利用の仕方も進めていきたいと思っております。今現在、まだ日本の中でそれほど多く利用されているわけではございませんで、19年10月現在の調査によると、エネルギー利用を行う焼却施設を持っている事例が30カ所ほどありまして、それで発電までやっているのが6カ所、熱利用を行っている施設は26カ所のようにございます。その他のメタン発酵とか炭化施設の高度利用もございますが、いずれにしてもまだ点としての存在であります、これだけ燃料価格が上がっておりますので、ぜひそういった取り組みを推進していきたいと思っております。

あとはコーディネータが不足しているという問題が指摘されましたが、耕畜連携を推進していく上ではコーディネータの存在は不可欠でございますので、ここにいらっしゃる本多委員の力もお借りしながらそういった技術者を育てていきまして、ぜひ堆肥が有効に活用できるようにしていきたいと思っております。

一方で、農水省の中でも耕種側のほうで施肥基準を見直し、公表しています。つい最近の話ですけれども、その中で堆肥を有効に活用して、化学肥料を少し減らしていこうということも検討している状況でございますので、いろいろな御指摘を踏まえながら、より耕畜連携が進んで、堆肥が第3の畜産物としても販売されるように我々としても努力していきたいと思っております。

○信國座長 ありがとうございます。

大分時間も迫ってまいりましたけれども、そのほかに。

冒頭、衛生対策等も一通り出ましたけれども、何かございませんでしょうか。

私の分野で一言。飼料用稲が項目としてありますが、これも養豚農家、養豚の生産者側においても積極的活用をお願いしたい。これは最初の部分でも申し上げましたけれども、養豚が国に必要なだということをより確固たるものにするには、日本の農地を使うというのが基本だろうと思います。そういう中に極力入っていく、積極利用する部分があればより望ましいのではないだろうかと考えておりますので、この点は私の本職のほうからもよろしく願いいたします。

○橋口委員 飼料米のことなのですが、かつて今みたいに餌の量が豊富でなかった時代、牛の畜産農家が、1頭の母牛に米で量にして30キロ以上食わしたら、もう妊娠しないよという言い伝えが古くから農村にあって、それで失敗された農家が非常に多かったことを覚えているんです。飼料米はそういった弊害がないのかどうか。そのことが1つです。

もう1つは、先ほど出ました消費者モニターの問題なのですが、私ども年に1回東京で黒豚の食肉流通懇談会をやっております。その席上に消費者の方々、農水省の方々に御案内申し上げてやっています。1回に100名ほどお集まりいただいて非常に盛大にやっております。そういう銘柄豚のある地域等においては、そういう流通懇談会の回を重ねることによって国産豚肉の消費にも大きく役立つのではないかと考えておりますので、参考までに申し上げさせていただきました。

○信國座長 飼料米の利用について、室長お願いします。

○小林草地整備推進室長 飼料米ですけれども、先ほどの資料の中にありましたけれども、19年は292ha程度の作付けであり、今年は大幅に増えます。視野には牛も入っております。今聞いたケース、餌米を食べさせると妊娠なくなるというのは実は私は初耳でありまして、過去のいろいろな知見もありますが、これは阿部先生に答えていただいた方が信頼性が上がると思いますが、まずはないんじゃないかと思います。牛にとってもいいエネルギー源になる。ただアシドーシスとかそういうのはちょっと注意が必要かもしれませんが、とうもろこしと変わりのいいエネルギー源になるんじゃないかと思います。妊娠のことは先生のほうから再度御説明いただければと思います。

○阿部委員 いや、私も今室長がお答えになった以外のものは持ち合わせておりません。

○志澤委員 それは大丈夫ですよ。私のところは、今年はコンバインで取ったそのままの粃を、クラッシャーをかけてリキッドの中に入れようかと思っています。7%ぐらいの浮沈体がありますから、ちょうど20%ぐらいまで入れても大丈夫です。そうするとお互いにコストが安くなるだろうと考えております。

ですから、そんなことを畜産側から積極的にやらないと餌米はなかなか呼び込めないと思います。そういう点では補助金もさることながら、我々としても今回は50円という約束をしたんですけれども、とうもろこしは50円になっていますから、これはよかったのか悪かったのかわかりませんが、そんなことをやっていくことが耕畜連携であり、日本型畜産の確立につながるのではないかと思います。

それからもう1つ、小田切さん私はかねてから思うのは、豚肉の流通が何でセットで流

通しないのか。豚は1頭そっくりできるわけです。足も4本、腿も2本ですね。そうするとロースだけ欲しいからロースを持ってきてくれというと、どうしたって金曜日とか木曜日の午後から大手量販店がロースを何本持ってこいと言ったとき、ロースだけあることはないわけです。そうするとセットでいけば、当然挽肉も黒豚の挽肉であるし、銘柄化されている挽肉で流れるわけですね。外国から輸入してくる豚もセットで輸入してくると本当にありがたいんです。このことは養豚問題懇談会で提言していくことが必要じゃないかと思うんです。

消費者の方も、例えば私どもは高座豚とか夢ポークとかやっていますが、ある大手量販店でもちゃんと挽肉を、Aという銘柄の豚ですよ、その挽肉ですよと言ったら、挽肉をちゃんと買っていただけるわけです。そうするとバランスよく流れていって、すそものが余っているとか、余らないとか、ないと思うんです。だから、ぜひ大手量販店さん、それからハムメーカーさんも、できることならセットで流通してもらおうと非常に日本の養豚振興になるんじゃないかと思っておりますので、お願いしたいと思います。

○小田切委員 私もそう思っています。

○橋口委員 それからもう1つお願いなんです、耕畜連携による豚糞の堆肥化の利用も大事なことですけれども、豚の糞尿はどっちかという硝酸態の窒素が非常に多過ぎるんです。これをたくさん使っていくことによって、できた牧草が硝酸態の窒素を相当含んでおるんです。これを簡単に牛に食わせておりますと、乾燥しても生で食わしても、その障害で母牛が、特に分娩後1カ月以内にそういった牧草をたくさん食わしたら死んじゃうよという例は沢山ございます。ですから、硝酸態の窒素を分解できるような1つの化学操作ができるとすれば養豚農家は非常に助かると思うんです。

○信國座長 本多委員。

○本多委員 今のような話は結構多いんです。硝酸態窒素を分解できるというのはなかなかないんですけれども、逆に硝酸態窒素がそんなに悪い影響を与えるまで堆肥を入れるからいけないんです。さっきも言いましたように化学肥料で今窒素も高くなっているし、リンやカリも非常に高くなっています。豚糞堆肥は肥料成分が多い。これを専門用語では塩類濃度が高いと言うんですけれども、肥料成分が多くて塩類濃度が高いから稲が倒れるとか、カリ過剰になるとか、今の硝酸態窒素が問題になるということで豚糞堆肥を嫌う人はたくさんいるんです。

でも、私が今言っているのは、そういう弊害が出るのはやり過ぎで出るんですから、ち

やんと硝酸態窒素で計算して窒素を全量堆肥で切り替えればいいんです。化学肥料、窒素は一切あげずに、そして計算してその窒素分で堆肥をあげていく。それ以上あげなければ過剰になることは絶対ありませんので、そちらはななくす技術を開発するよりも、使う指導をしてあげればそれで済むんです。かえって硝酸態窒素が高いことが、私が先ほど言う豚糞堆肥こそすぐれた堆肥なんだと。化学肥料の役割もするし、土づくりの役割もする。そういうことをしっかりと私たち畜産が、コーディネータがという話もありましたけれども、畜産側から耕種側にどんどんとPRしていかなければいけないと思うんです。それが一番の改善策だと思います。

○信國座長 話が尽きないわけですが、時間も参りましたのでよろしいでしょうか。

最後は、「養豚問題懇談会報告書の具体化に向けた行動計画（案）」となっておりますけれども、この（案）を取るということで、これを20年度の行動計画の位置づけにすることです。了承いただけるかどうかということでございますが、よろしゅうございましょうか。

なお、途中いろいろ御意見が出た部分で、もう一度事務局のほうで直していただいて、部分的に必要なら少し変えていただく。そういうこともあり得るということで。もしそのときの表現ぶりについては、まことに僭越でございますけれども、私のほうにお任せいただくことにして、本日、提案のありました行動計画（案）を行動計画にするということで御了解いただきたいと思います。よろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○信國座長 それでは、そういうことで本日の議事は(2)まで終わりましたけれども、(3)は何かございますでしょうか。

○釘田畜産振興課長 特段ございません。

大変長時間、熱心な御議論、ありがとうございました。ただいま御了承いただきました行動計画に基づきまして、今後この養豚施策の推進に努めてまいりたいと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

○信國座長 どうもありがとうございました。進行さばきが悪くて話があちこち飛んだりして誠に申しわけございませんでした。

以上をもちまして、本日の議事を終了いたしたいと思います。どうもありがとうございました。

閉 会